

令和3年度 建設工事等実務資料

- 1 令和2年度 建設工事等検査結果 資料1
- 2 島田市入札・契約制度の改正事項及び注意事項 資料2
- 3 国等からの通知・通達 資料3

資料1

令和2年度 建設工事等検査結果について

1) 検査件数・金額（工事100万円以上・委託100万円以上）

年 度		全 体 (①+②)	① 工 事							② 業務委託			
			完成	中間	材料	材料製造	既済部分	手直	計	完成	中間	既済部分	計
令和2年度	件 数	件 307	件 166	件 114	件	件	件	件 4	件 284	件 20	件	件 3	件 23
	契約額	円 7,536,944,287	円 7,347,147,787							円 189,796,500			
令和元年度	件 数	件 307	件 173	件 102	件	件	件	件 6	件 281	件 23	件	件 3	件 26
	契約額	円 4,340,822,883	円 4,128,911,223							円 211,911,660			

2) 令和2年度 大型工事(1億円以上)の完成検査

工 種	請負業者名	工 事 名	請負金額 (円)	備 考
その他	日立造船(株) 東京本社	平成30年度 循環型社会形成推進交付金事業(島田市クリーンセンター) 汚泥再生処理センター整備工事	2,030,400,000	下水道課
建築	木内・大河原 特定建設工事 共同企業体	平成31年度 島田第四小学校校舎等建設工事(建築工事)	1,647,800,000	教育総務課
管	(株)増商	平成31年度 島田第四小学校校舎等建設工事(機械設備工事)	269,500,000	教育総務課
電気	高橋電気工 業(株)	平成31年度 島田第四小学校校舎等建設工事(電気設備工事)	165,000,000	教育総務課
建築	大河原建設(株)	令和2年度 プラザおおりのりホール等改修工事	217,800,000	社会教育課
土木	(株)特種東海 フォレスト	令和2年度 ふじのくにフロンティア推進区域整備事業 アクセス道路3号線整備工事	125,269,100	内陸フロンティア 推進課
土木	大河原建設(株)	令和元年度 賑わい交流拠点整備事業 横断歩道橋意匠整備工事	109,931,800	内陸フロンティア 推進課
土木	池村建設(株)	令和元年度 賑わい交流拠点整備事業 周辺道路整備工事	107,697,700	内陸フロンティア 推進課

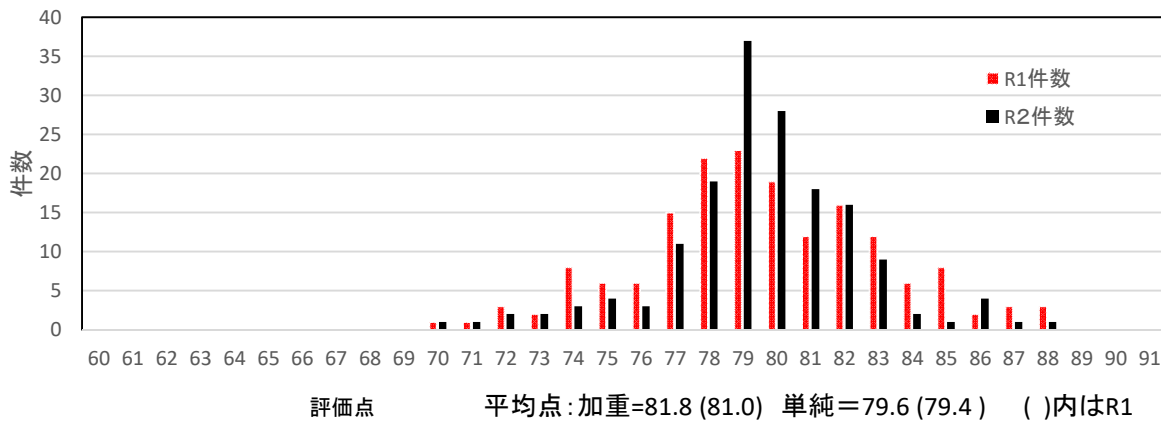
3) 令和2年度 主要業務委託の完了検査

業 種	請負業者名	工 事 名	請負金額 (円)	備 考
設計	(株)フジヤマ	令和元年度 ふじのくにフロンティア推進区域整備事業 環状線測量設計業務委託	48,341,700	内陸フロンティア推進 課
設計	日本水工設計(株)静岡事務所	令和2年度 社会資本整備総合交付金事業 中央町地内ほか汚水管路施設詳細設計等業務委託	34,331,000	下水道課

4) 令和2年度 Aランク工事

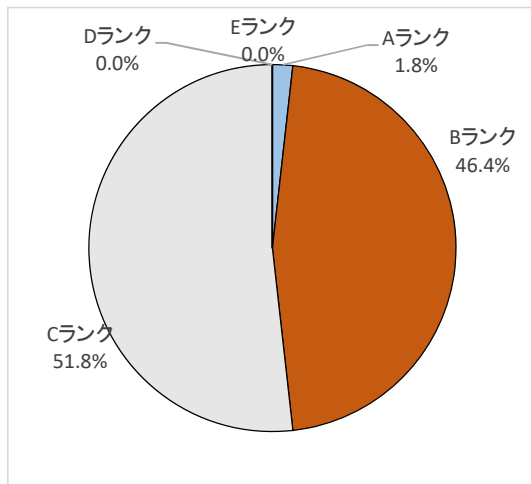
工種	請負業者名	工 事 名	請負金額(円)	評 価		備 考
土木	(株)特種東海フォレスト	令和2年度 ふじのくにフロンティア推進区域整備事業 アクセス道路3号線整備工事	125,269,100	88	A	内陸フロンティア推進課

完成検査における評価点別件数

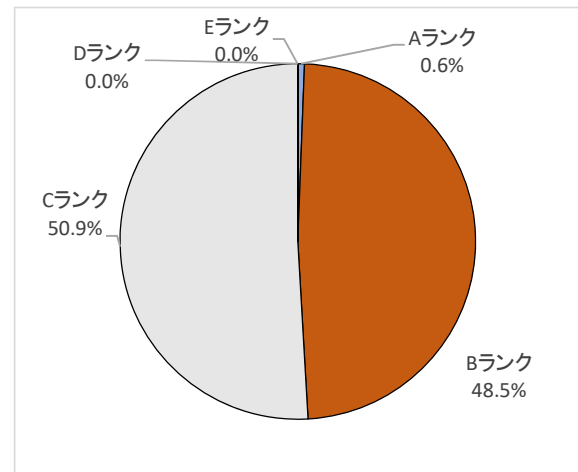


成績ランク別分布

令和元年



令和2年度



	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	評価無 (解体等)	合計
R2	1件	79件	83件	0件	0件	3件	166件
R1	3件	78件	87件	0件	0件	5件	173件

- A : 特にすぐれているもの (100点～88点)
- B : 優良であるもの (87点～80点)
- C : 普通であるもの (79点～70点)
- D : やや劣るもの (69点～60点)
- E : 劣るもの (59点以下)

令和2年度 業種別工事検査件数・成績評定一覧

()書きは、令和元年度の数値

検査業種	検査件数						業者数	工事成績別ランク別件数						最高 評定点	最低 評定点	平均 評定点 (加重)	平均 評定点 (単純)	検査対象金額 (円)
								A (100～ 88)	B (87～ 80)	C (79～ 70)	D (69～ 60)	E (59～)	評定無					
	完成	中間	材料	既済 部分	材料 製造	手直		特に優 れている もの	優良である もの	普通である もの	やや劣 るもの	劣るもの						
土木一式工 事	61 (64)	37 (35)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (30)	1 (2)	36 (35)	24 (27)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (88)	70 (74)	81.8 (82.4)	80.5 (80.6)	1,600,032,500 (1,883,816,983)
建築一式工 事	20 (12)	27 (18)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	7 (2)	13 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	84 (83)	74 (70)	82.7 (77.5)	78.7 (76.8)	2,162,333,800 (307,223,280)
電気工事	10 (3)	2 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (3)	0 (0)	2 (1)	8 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	83 (82)	73 (74)	79.9 (79.1)	78.4 (78.0)	428,874,435 (9,645,240)
塗装工事	1 (4)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (3)	0 (0)	0 (1)	1 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	77 (81)	77 (73)	77.0 (79.9)	77.0 (77.3)	3,289,212 (81,458,180)
造園工事	3 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (77)	79 (77)	79.8 (77.0)	79.3 (77.0)	34,485,000 (27,075,400)
機械器具設 置工事	5 (6)	3 (6)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	1 (0)	4 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	80 (78)	73 (71)	76.4 (75.6)	76.2 (74.8)	27,863,440 (32,448,850)
舗装工事	15 (18)	18 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (8)	0 (0)	15 (16)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	86 (87)	80 (77)	82.7 (83.2)	82.1 (82.4)	202,429,700 (297,221,480)
解体工事	3 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (5)					34,752,300 (18,042,400)
管工事	16 (17)	3 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (12)	0 (0)	4 (4)	12 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	83 (82)	75 (74)	81.5 (77.9)	78.5 (77.4)	438,823,000 (120,141,760)
水道施設工 事	19 (30)	16 (23)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (13)	0 (1)	13 (18)	6 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	83 (88)	78 (77)	80.6 (83.1)	80.1 (80.7)	335,234,900 (1,161,663,000)
その他工事	13 (13)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	0 (1)	13 (12)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	79 (83)	72 (74)	78.0 (78.5)	76.6 (76.8)	2,079,029,500 (190,174,650)
合計 平均	166 (173)	114 (102)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	0 (0)	97 (98)	1 (3)	79 (78)	83 (87)	0 (0)	0 (0)	3 (5)	88 (88)	70 (71)	81.9 (81.0)	79.6 (79.4)	7,347,147,787 (4,128,911,223)

令和2年度 月別工種別完成検査件数・金額一覧

月別工種別完成検査件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土 木	1		2	3	1	2	5	1	3	6	14	24	62
建 築						1		1	2	1	4	11	20
電 気					1			1			3	5	10
塗 装												1	1
造 園										1	1	1	3
機 械								2		1	1	1	5
舗 装					1	1	4	1	1	3	2	2	15
解 体						1	1			1			3
管 工				6		1	1		1	2	1	4	16
水 道							3	1	2		3	10	19
その他					1	1		1	2	2	3	2	12
計	1 (2)	0 (5)	2 (2)	9 (14)	4 (6)	7 (28)	14 (1)	8 (7)	11 (11)	17 (12)	32 (29)	61 (55)	166 (172)
%	0.6% (1.2%)	0% (2.9%)	1.2% (1.2%)	5.4% (8.1%)	2.4% (3.5%)	4.2% (16.3%)	8.4% (0.6%)	4.8% (4.1%)	6.6% (6.4%)	10.2% (7%)	19.3% (16.9%)	36.7% (32%)	

月別工種別完成検査金額

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土 木	2,555,300		24,252,800	114,111,800	22,382,800	123,858,900	184,021,200	13,838,000	22,825,000	101,370,500	343,245,100	647,571,100	1,600,032,500
建 築						4,400,000		3,352,800	79,006,400	17,930,000	1,684,701,700	372,942,900	2,162,333,800
電 気					1,064,635			2,200,000			171,361,300	254,248,500	428,874,435
塗 装												3,289,212	3,289,212
造 園										1,298,000	6,897,000	26,290,000	34,485,000
機 械								11,616,000		6,490,440	8,690,000	1,067,000	27,863,440
舗 装					7,971,700	6,072,000	33,495,000	16,478,000	10,813,000	78,771,000	39,600,000	9,229,000	202,429,700
解 体						31,584,300	1,870,000			1,298,000			34,752,300
管 工				48,510,000		1,100,000	5,016,000		5,467,000	18,788,000	269,500,000	90,442,000	438,823,000
水 道							16,720,000	19,004,700	38,676,000		102,861,000	157,973,200	335,234,900
その他					3,294,500	2,970,000		1,430,000	19,067,000	5,940,000	2,041,961,000	4,367,000	2,079,029,500
計	2,555,300 42,081,120	0 272,328,480	24,252,800 2,484,000	162,621,800 472,697,640	34,713,635 59,768,280	169,985,200 418,862,440	241,122,200 132,928,000	67,919,500 202,466,030	175,854,400 101,425,500	231,885,940 92,120,600	4,668,817,100 615,456,805	1,567,419,912 1,716,292,328	7,347,147,787 (4,128,911,223)
%	0% (1%)	0% (6.6%)	0.3% (0.1%)	2.2% (11.4%)	0.5% (1.4%)	2.3% (10.1%)	3.3% (3.2%)	0.9% (4.9%)	2.4% (2.5%)	3.2% (2.2%)	63.5% (14.9%)	21.3% (41.6%)	

検査実施日をカウントしています。 ()書きは、令和元年度の数値

1. 入札・契約制度の改正事項

- (1) 島田市週休2日工事（土木工事）実施要領の一部改正について P1
建設現場における週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、一部の工事において発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する方式（発注者指定型）を導入していますが、令和3年度から受注者の希望により週休2日工事に取り組むことができる方式（受注者希望型）を新たに要領に加え取組みます。（令和3年4月1日施行）
- (2) 島田市建設工事執行規則及び島田市建設工事請負契約約款の一部改正について 規則：P10, 約款：P40
建設業法の一部改正（令和2年10月1日施行）を受け、標記の規則及び約款を一部改正しました。なお、主な改正内容は次のとおりです。（令和2年10月1日施行）
- ・ 監理技術者補佐の新設に伴う規定の改正。（規則第22条、約款第11条関係）
 - ・ 著しく短い工期の禁止に係る規定の追加。（規則第33条の2、約款第21条の2関係）
- (3) 島田市建設工事執行規則の一部改正について P39
「監理技術者補佐」について、主任技術者等通知書の様式を改正しました。（規則第22条様式第10号）（令和3年3月30日施行）
- (4) 島田市業務委託契約約款の一部改正について P65
公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正を受け、約款を一部改正しました。（令和3年4月1日施行）
- ・ 適正な履行期間の設定に係る規定の追加。（約款第21条の2関係）
- (5) 「島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領」及び「島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領」の一部改正について P87
低入札価格調査を行う場合の「調査基準比較価格」を、1万円単位に改正しました。（令和3年4月1日施行）

2. 連絡事項

- (1) 島田市総合評価入札に伴う評価（落札者決定）基準について P96
評価基準の年度について、各項目、摘要欄の年度更新を行いました。
- (2) 建設工事等入札参加資格申請について
現在は、令和3・4年度について随時受付中です。
- (3) 新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底について
建設現場における密閉・密集・密接の「三つの密」対策の徹底をお願いします。
「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に特に注意するようお願いします。

3. 入札・契約の注意事項

(1) 内訳書の作成、送付にあたって

- ① 計算誤りや記載誤りがないか入念に確認してから提出ください。
- ② 添付はPDFをお願いします。
- ③ 添付するファイルを間違えない為にファイル名等に工夫をしてください。

(2) 経審（経営規模等評価結果通知書）を更新したら・・・

通知書が手元に届いたら、速やかに、写しを契約検査課にメール又は郵送してください。

【メールにより提出する場合の提出先メールアドレス】

keiyakukensa@city.shimada.lg.jp

※島田市の入札・契約については、島田市ホームページにてお知らせしていますので、ご利用ください。

『島田市ホームページ』→「行政情報」→「産業・ビジネス」→「入札・契約」

島田市週休2日工事（土木工事）実施要領

最終改正 令和3年4月1日

（目的）

第1条 この要領は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休2日の工事を試行することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態（巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）を百分率で表示したものをいう。
- (4) 週休2日 対象期間において、4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上になることをいう。以下同じ。）に相当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象となる工事は、土木工事標準積算基準書により積算する土木工事（下水道工事を含む。）及び土地改良工事積算基準及び治山林道必携により積算する農林土木工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が20日未満と見込まれる工事
- (2) 通年維持工事及び災害復旧工事

（発注）

第4条 発注者は、この要領の適用を受ける週休2日の工事（以下「週休2日工事」という。）を発注するときは、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 発注者指定型 島田市週休2日工事（土木工事）特記仕様書（発注者指定型）（別紙1）を添付し、4週8休以上の達成を前提とした補正係数により費用を計上して発注するものとする。
- (2) 受注者希望型 島田市週休2日工事（土木工事）特記仕様書（受注者希望型）（別紙2）を添付して発注することとし、受注者が週休2日工事の実施を希望する場合は、受発注者間において協議した上で、これを適用するものとする。

(実施方法)

第5条 週休2日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 発注者指定型においては、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表(別紙3を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。)を監督員に提出し、これに基づき施工するものとし、受注者希望型においては、週休2日に取り組むレベル(「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満(現場閉所率が25%以上28.5%未満になることをいう。以下同じ。)」又は「4週6休以上4週7休未満(21.4%以上25%未満になることをいう。以下同じ。)」のいずれかをいう。以下「取組レベル」という。)を受発注者間における協議により設定するとともに、現場着手日までに現場閉所計画表を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認するものとする。
- (4) 発注者指定型においては、4週8休以上の現場閉所を確保することができなかった場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとし、受注者希望型においては、当初協議により設定した取組レベルを上限とし、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第6条 週休2日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

別表(第6条関係)

補正係数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.0	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.0	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.0	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.0	1.03	1.04	1.06

備考 現場閉所率が21.4%未満の場合を「4週6休未満」と、21.4%以上25%未満の場合を「4週6休以上4週7休未満」と、25%以上28.5%未満の場合を「4週7休以上4週8休未満」と、28.5%以上の場合を「4週8休以上」とする。

島田市週休 2 日工事（土木工事）特記仕様書（発注者指定型）

（目的）

第 1 条 この仕様書は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休 2 日の工事を試行することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態（巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）を百分率で表示したものをいう。
- (4) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5% 以上になることをいう。以下同じ。）に相当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（実施方法）

第 3 条 週休 2 日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、現場着手日までに 4 週 8 休以上の現場閉所計画表（別紙 3 を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行うものとする。なお、4 週 8 休以上の現場閉所を確保することができなかった場合は、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

（費用の計上）

第 4 条 週休 2 日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

別表（第4条関係）

補正係数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.0	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.0	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.0	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.0	1.03	1.04	1.06

備考 現場閉所率が21.4%未満の場合を「4週6休未満」と、21.4%以上25%未満の場合を「4週6休以上4週7休未満」と、25%以上28.5%未満の場合を「4週7休以上4週8休未満」と、28.5%以上の場合を「4週8休以上」とする。

島田市週休 2 日工事（土木工事）特記仕様書（受注者希望型）

（目的）

第 1 条 この仕様書は、建設業界において若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場において週休 2 日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境を改善するため、週休 2 日の工事を試行することにより、建設産業における担い手を育成し、及び確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間をいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
- (2) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場又は現場事務所が閉所された状態（巡回パトロール、保守点検その他の現場管理上必要な作業のみを行う日を含む。）をいう。
- (3) 現場閉所率 対象期間における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／対象期間日数）を百分率で表示したものをいう。
- (4) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5% 以上になることをいう。以下同じ。）に相当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（実施方法）

第 3 条 週休 2 日工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休 2 日に取り組むレベル（「4 週 8 休以上」、「4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所率が 25% 以上 28.5% 未満になることをいう。以下同じ。）」又は「4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（21.4% 以上 25% 未満になることをいう。以下同じ。）」のいずれかをいう。以下「取組レベル」という。）を受発注者間における協議により設定するとともに、現場着手日までに現場閉所計画表（別紙 3 を参考に作成する計画表をいう。以下同じ。）を監督員に提出し、これに基づき施工するものとする。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更した現場閉所計画表を監督員に提出するものとする。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料の提出を求め、現場閉所率について確認を行うものとする。なお、当初協議により設定した取組レベルを上限とし、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

(費用の計上)

第4条 週休2日工事の費用計上は、対象期間中の現場閉所の状況に応じ、別表に定めるところにより、それぞれの経費に補正係数を乗じて行うものとする。

別表（第4条関係）

補正係数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.0	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.0	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.0	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.0	1.03	1.04	1.06

備考 現場閉所率が21.4%未満の場合を「4週6休未満」と、21.4%以上25%未満の場合を「4週6休以上4週7休未満」と、25%以上28.5%未満の場合を「4週7休以上4週8休未満」と、28.5%以上の場合を「4週8休以上」とする。

現場閉所計画表（作成例）

（別紙3）

工事名： 令和〇年度〇〇工事

工期限： 令和〇年10月1日～令和〇年3月15日

10																															○ 計	対象 期間 日数							
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			31						
日 曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			水						
行事等								休 みの 日	対象期間外（準備期間）																		工 事 着 手 日												
計画																																	○	○				2	10

月	11																														○ 計	対 象 期 間 日 数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
行 事 等			文 化 の 日																				勤 労 感 謝 の 日									
計 画			○	○						○	○						○	○					○	○	○						9	30

月	12																															○ 計		対象期間 日数		
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
行事等																							天皇誕生日	振替休日						年末年始 臨時休業	年末年始 臨時休業	年末年始 臨時休業				
計画	○	○						○	○							○	○							○	○										8	28

月	1																															○計	対象 期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
行事等	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇											成人の日																			
計画				○	○	○						○	○	○					○	○								○					9

月	2																												○計	対象期間 日数				
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28						
曜	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木						
行事等											建国記念日																							
計画		○	○						○	○						○	○						○	○								8	28	

月		3																															○計	対象 期間 日数
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
行事等	工事 完成 日																					春 分 の 日												
計画																																0		

凡例	
○	: 現場閉所
斜線	: 対象期間外

現場閉所日数	36	日
対象期間日数	125	日
現場閉所率	28.8	%

現場閉所率 = (現場閉所日数/対象期間日数) × 100 ※小数第2位切捨て

週休2日補正 4週8休以上

※ 年末年始休暇 = 12月29日から1月3日までの6日間

※ 夏季休暇 = 8月を挟む工事では、土日以外の3日間

工 期										
準備期間	施工に必要な実日数 (実働日数)	不稼働日								後片付け期間
		雨休日 (雨休率：「0.8」を標準とする)						その他の 不稼働日		
		日曜日	土曜日	祝 日	年末年始	夏季休暇	降雨日		降雪日	
		休 日					降雨降雪日			
		対象期間		対象期間	対象期間		対象期間		対象期間	
作業所要日数										

島田市工期設定実施要領

最終改正 令和2年7月1日

(目的)

第1条 この要領は、島田市が発注する週休2日工事（土木工事）において工期設定を行うための必要事項を定め、建設産業における週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、島田市週休2日工事（土木工事）実施要領第4条の規定により発注する工事に適用する。

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工期 工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間の合計をいう。
- (2) 準備期間 施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう。ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く。なお、「土木工事共通仕様書及び農林土木工事共通仕様書」の工事着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業を含んでいる。主たる工種区分ごとに次の表に示す準備期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。次の表に記載がない工種区分については、30日を最低準備期間として工事内容に合わせて設定することを基本とする。

工 種	準備期間	工 種	準備期間
河川工事	40 日	舗装工事（修繕）	60 日
河川・道路構造物工事	40 日	共同溝等工事	80 日
海岸工事	40 日	トンネル工事	80 日
道路改良工事	40 日	砂防・地すべり等工事	30 日
鋼橋架設工事	90 日	道路維持工事	50 日
P C 橋工事	70 日	河川維持工事	30 日
橋梁保全工事	60 日	電線共同溝工事	90 日
舗装工事（新設）	50 日		

- (3) 施工に必要な実日数（実働日数） 種別・細別ごとの日当たり施工量、積算数量及びその他の施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間等）により算出される実働日数をいう。
- (4) 不稼働日 雨休日（日曜日及び土曜日、祝日、年末年始、夏期休暇、降雨日並びに降雪日をいう。以下同じ。）及びその他不稼働日をいう。
- (5) 後片付け期間 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。20日を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定するものとする。
- (6) 作業所要日数 作業別の施工に必要な実日数をいい、実働日数と雨休日を合計し算出した日数をいう。
- (7) 雨休率 休日と降雨降雪日の年間の発生率をいう。この場合において、休日は日曜日及び土曜日、祝日、年末年始休暇（6日）並びに夏季休暇（3日）とし、降雨降雪日は静岡観測所の気象データを基準とし、静岡県が地域制を考慮して設定した「0.8」を標準とする。
- (8) その他不稼働日 地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等を考慮した作業不能日数をいい、次に掲げる事項を考慮したものを含む。
- ア 工事の性格の考慮 工事を行うに当たっては、その工事特有の条件がある。その条件によってはその条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算する。
- イ 地域の実情の考慮 当該工事を行う地域により当該地域の祭り等何らかの理由により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算する。
- ウ その他 ア及びイ以外の事情がある場合は、適切に見込むこと。

（実施方法）

第4条 工期の設定等の実施方法について、次のとおり定める。

- (1) 工期の設定 工期の設定は、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間として設定した日数の合計日数で行う。
- (2) 工期設定日数の設計書への添付 工期設定日数は、設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

（その他）

第5条 工事途中において、工事工程に関する疑義が生じた場合には、速やかに発注者と受注者とが協議して方針を決定するものとし、必要に応じて工期の変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 請負契約（第10条—第17条）
- 第3章 建設工事の施工（第18条—第41条）
- 第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払（第42条—第53条）
- 第5章 請負契約の解除（第54条—第64条）
- 第6章 雑則（第65条—第69条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、市が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督員 請負工事について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（建設工事の執行方法）

第3条 建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

2 請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。

3 直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

（直営とする場合）

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営により建設工事を執行する。

- (1) 建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不適當と認めるとき。
- (2) 緊急を要し、請負に付する暇がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（請負者の資格要件）

第5条 建設工事を請け負う者（以下「請負者」という。）は、市長が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者でなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合及び1件200万円未満の建設工事については、この限りでない。

（建設工事の見積期間）

第6条 市長は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以

前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に、次に掲げる見積期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

(1) 建設工事1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上

(2) 建設工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上

(3) 建設工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上
(設計付入札)

第7条 建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上、落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 入札書(様式第1号)は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号又は名称及び氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を記載して提出させなければならない。

2 見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

(関連建設工事の調整)

第9条 市長は、請負者の施工する建設工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、市長の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 請負契約

(通則)

第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

4 請負契約における期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。

5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。

7 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、建設工事請負契約書(様式第2号(その1))。請負者が共同企

業体を結成している場合にあっては、様式第2号（その2））、島田市建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が100万円未満のときは、建設工事請書（様式第3号）によることができる。

- 2 請負契約の内容を変更する場合においては、建設工事変更請負契約書（様式第4号（その1））。請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第4号（その2））又は建設工事変更請書（様式第5号）によるものとする。
- 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

（契約の保証）

第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券（島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第185条第1項各号に掲げるものに限る。以下同じ。）の提供

（3）請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（市長が確実と認めるものに限る。）の保証

（4）保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。）

（5）公共工事履行保証証券による保証

（6）市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額（島田市財務規則第185条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価額の10分の8に相当する額）、保証金額又は保険金額（以下「保証の額」と総称する。）は、請負代金額の10分の1以上の額としなければならない。

- 3 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第62条第3項各号に規定する者による請負契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 6 請負者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあっては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を市長に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあっては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち、第25条第2項の検査に合格したもの及び第49条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、建設工事請負代金請求権譲渡承諾（変更承諾）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(入札参加者への下請負の禁止)

第14条の2 請負者は、同一の建設工事に係る入札の参加者に当該工事の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、当該建設工事の下請負人（法第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）となる者が入札を執行する前に入札の参加を辞退したとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(暴力団関係業者への下請負の禁止等)

第14条の3 請負者は、第55条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、市長は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下次項において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により市長が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、当該請負者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第15条 市長は、請負者に対して、必要に応じて、下請負人通知書（様式第7号）の提出を求めることができる。

(特許権等の使用)

第16条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材

料及び施工方法等（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、市長は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則）

第17条 請負者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行った請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、市長に対して行う請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章 建設工事の施工

（自主施工の原則）

第18条 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。

（建設工事の着手）

第19条 請負者は、請負契約締結後、10日以内に、建設工事に着手しなければならない。

（工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書）

第20条 請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表（様式第8号）を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、1件100万円未満の工事については、省略することができる。

2 請負者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに工事工程月報（様式第9号）に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、市長に提出しなければならない。

3 請負者は、市長から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、市長に提出しなければならない。

（監督員）

第21条 市長は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 市長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して監督をさせることができる。

3 監督員は、この規則に定めるもののほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

（1）請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

（2）設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作

成した詳細図等の承諾

- (3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査（確認を含む。第25条第2項及び第3項において同じ。）
- 4 市長は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。
- 5 第3項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。
- 6 市長が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が市長に対して行うものについては、第24条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。
- 7 市長が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、市長に帰属する。

（主任技術者、現場代理人等）

第22条 請負者は、次に掲げる者のうち設置したものの氏名等を主任技術者等通知書（様式第10号）により市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 主任技術者（法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
 - (2) 専任の主任技術者（法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専任の監理技術者（法第26条第5項の規定により選任された監理技術者（同条第4項に規定する特例監理技術者を含む。）をいう。以下同じ。）
 - (5) 監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）
- 2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を主任技術者等通知書により市長に通知しなければならない。通知した事項を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 専門技術者（法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）
- 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、第24条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、請負者は、市長が別に定める基準に該当するときは、1人の現場代理人を2か所又は3か所の工事現場のいずれかに駐在させ、当該2か所又は3か所の工事現場の運営及び取締りを行わせ、並びに同項の規定により現場代理人が行行使することができる権限を行使させることができる。

- 5 請負者は、前2項の規定により現場代理人が行使することができることとされた権限のうち、現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、第3項及び第4項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 7 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、兼ねることができる。

（履行報告）

第23条 請負者は、工事記録簿（様式第11号）に必要な事項を記録し、監督員が指示したときは、これを提示しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第24条 市長は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適當と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不適當と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 3 請負者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、市長に通知しなければならない。

- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に、請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質、検査等）

第25条 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあつては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 3 監督員は、請負者から前項の規定による検査を請求されたときは、当該請求を受

けた日から7日以内に検査を行わなければならない。

- 4 前2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に、工事現場外に搬出しなければならない。
- 7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、材料検査簿（様式第12号）にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

（監督員の立会い、見本等の整備等）

第26条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調査したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録（以下「見本等」という。）を整備すべきものとされた工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、立会い又は見本検査を行わなければならない。
- 5 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調査して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第27条 市長が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、市の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しく

は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。

- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり、使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。
- 6 市長は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成することができると認められる場合にあっては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

（工期等の変更及び費用の負担）

第28条 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は、必要に応じ、工期又は請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

- 2 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。
- 3 前項の規定による協議の開始の日（以下「変更協議開始日」という。）については、市長が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、市長が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、市長に通知することができる。
- 4 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

(工事用地等の確保等)

第29条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、請負者が建設工事の施工上必要とする日（請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保し、請負者に引き渡さなければならない。

2 第27条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。

3 建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

4 前項に規定する請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定める。

5 前項の期限までに、請負者が正当な理由がなく第3項に規定する請負者の採るべき措置を採らないときは、市長は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、市長の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市長の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第30条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

2 第28条の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他市長の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。

3 監督員は、請負者が第25条第2項又は第26条第1項から第3項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第31条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計図書が相互に一致しないこと（設計図書に優先順位が定められている場合を除く。）。

- (2) 設計図書に誤り又は漏れがあること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。

3 市長は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の規定により取りまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、市長は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合（工事目的物の変更を伴わない場合に限る。）には、請負者と協議して行う。

5 第28条の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

（設計図書の変更）

第32条 市長は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

2 第28条の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

（工事の中止）

第33条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、請負者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、市長は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 第28条の規定は、市長が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

（著しく短い工期の禁止）

第33条の2 市長は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等

の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（請負者による工期の延長の請求）

第34条 請負者は、天候の不良、第9条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、市長に対し、工期の延長を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、工期延長請求書（様式第13号）に変更工程表（様式第14号）を添えて行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期を延長しなければならない。この場合において、その延長が市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は請負代金額について必要と認められる変更を行い、市は請負者に生じた損害について必要な費用を負担しなければならない。

4 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項の請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第34条第1項の規定による請求に係る延長後の工期」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と読み替える。

（市長による工期の短縮の請求等）

第35条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

2 前項の場合において、当事者は、必要に応じ請負代金額を変更し、市は、請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

3 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は、前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第35条第1項の規定による請求に係る変更後の工期及び同条第2項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第35条第2項」と読み替える。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第36条 市長又は請負者は、工期内で請負契約締結の日（第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日）から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 市長又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適当となったと認めたときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適当となったときも

同様とする。

- 3 第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の経済事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。
- 4 第28条第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第36条第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第36条第1項又は第2項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

（臨機の措置）

- 第37条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、請負者は、その採った措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。
- 2 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。
 - 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる費用については、市が負担する。
 - 5 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（一般的損害）

- 第38条 この規則に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第65条第1項の規定により付された保険等により填補される損害（以下「保険填補部分」という。）を除く。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じた損害については、市がその費用を負担する。

（第三者に及ぼした損害等）

- 第39条 建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定めるところによる。

- 2 建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者と協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第40条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で当事者双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に係る損害の額（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険填補部分の額を除く。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）を負担しなければならない。ただし、損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの金額については、この限りでない。

- 4 不可抗力によって生じた損害のうち、工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。

- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険填補部分の額」とあるのは「保険填補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、同項ただし書中「損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額」とあるのは「損害合計額のうち、請負代金額の100分の1に相当する額に既に負担した額を加えた額」として同項を適用する。

(請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更)

第41条 市長は、第16条、第28条第1項（第30条第2項、第31条第5項、第32条第2項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）、第34条第3項後段、第35条第3項、第36条第1項及び第2項、第37条第4項、第38条、前条第3項及び第5項並びに第45条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部若しくは一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

- 2 第28条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担す

べき事由が生じた日」と読み替える。

第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第42条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、市長の命ずる職員が行う。ただし、請負代金額が100万円未満の工事については、工事担当課長が行う。

(検査及び引渡し)

第43条 請負者は、建設工事が完成したときは、完成届出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

3 第30条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。

4 市長が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

5 請負者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、完成届出書（様式第15号）」とあるのは「修補が完了したときは、修補完了届出書（様式第16号）」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(請負代金の支払)

第44条 請負者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請負代金請求書（様式第17号）により請負代金の支払を請求することができる。

2 市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 市長がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第45条 市長は、第43条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 市長が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、市は、必要な費用を負担しなければならない。

- 4 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

(前金払)

第46条 請負者は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、その保証証書を前払金請求書（様式第18号）に添えて市長に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を市長に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金を請求することができる。ただし、第49条第1項の規定による部分払を請求した場合については、この限りでない。

- 3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、市長に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件の全てに該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 4 市長は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

(前払金等の変更)

第47条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前金払の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。

- 3 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときには10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に提出しなければならない。

- 4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、

市長が定め、請負者に通知する。

5 市長は、請負者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第3項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

6 市長は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

（前払金の使用）

第48条 請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該建設工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 請負者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額とする。

（部分払）

第49条 請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

2 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、市長に対し、あらかじめ、出来形確認請求書（様式第19号）を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4 第30条第5項及び第43条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、請負者に通知する。

6 請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請負代金請求書（様式第17号）により部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、市長は、当該請求を受けた日から14日以内に、部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。

出来高金額×（9／10－前払金額／請負代金額）

8 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に

応じ、当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、請求回数を増加することができる。

- (1) 請負代金額200万円以上1,000万円未満 1回
- (2) 請負代金額1,000万円以上2,000万円未満 2回
- (3) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満 3回
- (4) 請負代金額5,000万円以上 4回

- 9 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第50条 第43条及び第44条の規定は、市長が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引き渡すことについて当事者の合意が成立した部分（以下「一部引渡指定部分」という。）がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第43条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第44条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

- 2 前項の規定により準用される第44条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

一部引渡指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

- 3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第50条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第51条 請負者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 市長は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条（前条第1項において準用する場合を含む。）又は第49条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する建設工事の中止)

第52条 請負者は、市長が第46条第5項（第47条第2項において準用する場合を含む。）、第49条第6項又は第50条第1項において準用される第44条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 2 第28条の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第53条 市長は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市長は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、請負者は、市長に不相当な負担を課するものでないときは、市長が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第5章 請負契約の解除

(市長の催告による解除権)

第54条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらず、その期間内に当該建設工事に着手しないとき。

(2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき。

(3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらず、その期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第53条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

- 2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、請負契約解除通知書（様式第20号）により、請負者に通知するものとする。

(市長の催告によらない解除権)

第55条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、請負契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは請負契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 請負契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ請負契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、市長が前条の催告をしても請負契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第58条又は第59条の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 請負者が、暴力団関係業者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市長が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 市長が第14条の3第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

（市長の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第56条 第54条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が市長の責めに帰すべき事由によるものであるときは、市長は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（市長の任意解除権）

第57条 市長は、建設工事が完成するまでの間は、第54条又は第55条の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第54条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 市は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第28条第4項の規定は、前項の規定により市が負担する費用の額の決定に準用する。

（請負者の催告による解除権）

第58条 請負者は、市長が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（請負者の催告によらない解除権）

第59条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、請負契約を解除することができる。

（1）第32条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

（2）第33条第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第60条 第58条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による請負契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

- 第61条 第43条第2項から第4項までの規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。
- 2 市長は、前項の規定によって準用される第43条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第43条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。
 - 3 第49条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第61条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第61条第1項の規定により準用される第43条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。
 - 4 第2項の場合において、第46条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第49条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者は、その余剰額を返還しなければならない。
 - 5 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付さなければならない。ただし、第54条、第58条又は第59条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。
 - 6 請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは損傷したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。
 - 7 請負者は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 8 第29条第3項及び第5項の規定は、請負契約が建設工事の完成前に解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「第61条第9項の期限までに」と読み替える。
 - 9 第6項前段及び第7項前段の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等に

については、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは市長が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び前項において準用する第29条第3項の規定による請負者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

- 10 建設工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については市長及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（市長の損害賠償請求等）

- 第62条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に建設工事を完成することができないとき。
- (2) 工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第54条又は第55条の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1（島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領（平成27年4月1日制定）による低入札価格調査を受けて落札者となった請負者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第54条又は第55条の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由により請負者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 請負者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 請負者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 請負者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 市長は、第1項第1号の場合においては、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求するものとする。

- 6 市長は、第2項の場合（第55条第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第63条 請負者は、市長が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして市長の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第58条又は第59条の規定により請負契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第44条第2項（第50条第1項において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を市に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第64条 市長は、引き渡された工事目的物に関し、第43条第4項（第50条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は請負契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市長が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年（設計図書で期間を定めた建設工事にあつては当該期間）が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 市長が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、市長が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 市長は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めると

ころによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 市長は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 請負契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、市長は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 雑則

（保険等）

第65条 請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下同じ。）に付さなければならない。

2 請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 請負者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

（違約金等の徴収）

第66条 請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を市長の指定する期日までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

（あっせん又は調停）

第67条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、市長及び請負者は、法第25条の規定により設置された静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第24条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後又は請負者若しくは市長が決定を行わ

ずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、市長又は請負者は、前項のあつせん又は調停を申請することができない。

(仲裁)

第68条 前条第1項の規定にかかわらず、市長又は請負者は、審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

(その他)

第69条 この規則の実施のための手続その他実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の島田市建設工事執行規則（昭和61年島田市規則第5号）又は金谷町建設工事執行規則（平成8年金谷市規則第9号）（次項においてこれらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 第54条の規定は、施行日以後に締結する契約から適用し、同日前に合併前の島田市又は金谷町が合併前の規則により締結した契約に関し、請負人が同条各号のいずれかに該当することにより発生した損害の賠償については、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成19年6月28日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第47条第5項、第54条第2項及び第3項、第58条第5項並びに第60条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月30日規則第100号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月4日規則第27号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 9 月 30 日規則第40号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第22条第 4 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される請負契約から適用し、同日前に締結された請負契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第11号による主任技術者等通知書は、改正後の様式第11号による主任技術者等通知書とみなす。

附 則（平成22年 8 月 30 日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年 3 月 30 日規則第17号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月28日規則第44号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月 5 日規則第53号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する請負契約から適用し、施行日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成25年 3 月29日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月31日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月 1 日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月29日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 7 月 4 日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月28日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月30日規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第47条第 5 項、第54条第 2 項及び第 3 項、第58条第 5 項並びに第60条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に

締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年 9 月29日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の様式第 1 号による入札書は、改正後の様式第 1 号による入札書とみなす。

附 則（平成30年10月30日規則第57号）

この規則は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月28日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の島田市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 9 月 7 日規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 2 年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第33条の 2 及び第35条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約から適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

主任技術者等通知書

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

請負者 商号又は名称

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）印

さきに請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、次のとおり通知します。

1 建設工事名 _____ 工事
(年 月 日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職名	氏名	担当工事 種類	資 格 区 分	
				第 7 条 第 2 号	第15条第 2 号
主 任 技 術 者				イ・ロ・ハ	
専任の主任技術者				イ・ロ・ハ	
監 理 技 術 者					イ・ロ・ハ
専任の監理技術者					イ・ロ・ハ
監理技術者補佐				イ・ロ・ハ	イ・ロ・ハ
現 場 代 理 人					
専 門 技 術 者				イ・ロ・ハ	

3 現場代理人が2か所の工事現場に駐在する場合における他の建設工事の内容

工 種	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
請 負 代 金 額	円
市 担 当 課	

（注） 「2 主任技術者等の氏名」の資格区分の欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものに○印を付けること。

島田市建設工事請負契約約款

最終改正 令和2年10月1日

(総則)

- 第1条 発注者及び請負者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、設計図書（別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。
- 4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 この契約に要する費用は、請負者の負担とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、請負者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報）

第3条 請負者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、1件100万円未満の工事については省略することができる。

2 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めたときは、請負者に訂正を求めるものとする。

3 請負者は、工期が1月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

4 請負者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

5 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

(契約の保証)

第4条 請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

(5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(6) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、契約の保証を免除する場合はこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第14条第2項に規定する検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（入札参加者への下請負の禁止）

第7条 請負者は、同一の建設工事に係る入札の参加者に当該工事の全部又は一部を請け負わせてはならない。ただし、当該建設工事の下請負人（建設業法（昭和24年法律100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）となる者が入札を執行する前に入札の参加を辞退したとき又は市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（暴力団関係業者への下請負の禁止等）

第7条の2 請負者は、第44条第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、請負者に対して、当該契約の解除（請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下次項において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

（下請負人）

第8条 請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を島田市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

2 発注者は、請負者に対して、下請負人の住所及び商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の社会保険等加入義務等）

第8条の2 請負者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出

の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- 2 前項の規定にかかわらず、請負者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、請負者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第9条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第10条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 発注者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して監督をさせることができる。

- 3 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 4 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、請負者に通知しなければならない。

- 5 第3項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 6 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 請負者は、次に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
又は監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同条第5項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。

4 請負者は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める基準に該当するときは、1人の現場代理人を2か所又は3か所の工事現場のいずれかに駐在させ、当該2か所又は3か所の工事現場の運営及び取締りを行わせ、並びに同項の規定により現場代理人が行行使することができる権限を行使させることができる。

5 請負者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6 発注者は、第3項及び第4項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

7 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 請負者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

2 請負者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する

現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に要する費用は、請負者の負担とする。
- 3 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第15条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真

等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく請負者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、請負者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第16条 発注者が請負者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 請負者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければな

らない。

- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を請負者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第18条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、請負者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することがで

きる。

- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負者の負担とする。
(条件変更等)

第19条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬^{びゅう}又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

い。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(請負者の請求による工期の延長)

第22条 請負者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期を延長しなければならない。この場合において、発注者は、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に

通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、請負者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第25条 請負代金額の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第26条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあって

は、発注者が定め、請負者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。

- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、請負者が負担する。

- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と請負者のいずれの責めに帰すこと

ができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第55条第1項の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を請負者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により請負者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他請負者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第31条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第23条まで、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図

書の変更内容は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 請負者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

- 4 発注者は第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

- 5 請負者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第33条 請負者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を請負者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2 請負者は、前項に規定する前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

3 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を請負者に通知しなければならない。

5 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

6 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1(第2項に規定する中間前払金の支払を受けているときは10分の2)に相当する額を加えた額を超えるときは、請負者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と請負者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

9 発注者は、請負者が第7項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 請負者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金

の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 請負者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 請負者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 請負者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

2 請負者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払に充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額とする。

(部分払)

第38条 請負者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては、特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

5 請負者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ 〔9/10－前払金額/請負代金額〕

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から

既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×〔1－前払金額／請負代金額〕

(第三者による代理受領)

第40条 請負者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第41条 請負者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により請負者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することが

できない。

- 2 前項の場合において、請負者は、発注者に不相当な負担を課すものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者

が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 請負者（請負者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（請負者が個人である場合にはその者を、請負者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 請負者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第7条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。)

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(請負者の催告による解除権)

第47条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第48条 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、請負者は、解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、

発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 請負者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第44条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第46条、第47条又は第48条の規定によるときは請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条又は第44条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった請負者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第43条又は第44条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律154号）の規定により選任された管財人
- (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求することができる。
- 6 第2項の場合（第44条第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第52条 この契約に関し、請負者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負者又は請負者が構成事業者である事業者団体（以下「請負者等」という。）に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したも

のをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、請負者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が請負者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項について同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（請負者の損害賠償請求等）

第53条 請負者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項（第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに請負者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、請負者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第55条 請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 請負者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第56条 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで財務大臣が決定する率により計算した利息

を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数につき財務大臣が決定する率により計算した額の延滞金を追徴する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第57条 請負者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

- 3 請負者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において発注者と請負者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに請負者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と請負者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び請負者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他請負者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは請負者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び請負者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第59条 発注者及び請負者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第60条 この約款に基づく請負者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第61条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者とが協議して定める。

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（業務説明書及び業務説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（契約書、この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、業務を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、契約書、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第49条の規定に基づき、委託者と受託者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受託者が設計共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく全ての行為を設計共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- （指示等及び協議の書面主義）

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（次項において「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（実施計画表の提出）

第3条 受託者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて実施計画表を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の実施計画表を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して実施計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 実施計画表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第4条 受託者は、島田市財務規則（平成17年島田市規則第35号）第198条第1項第3号の適用を受ける場合を除き、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、第6号の履行保証保険契約の締結をしたときは、当該履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

（1）契約保証金の納付

（2）契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が确实と認める金融機関の保証

（4）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）

（5）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（6）この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受託者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保

証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受託者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第6条 受託者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（同法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第7条 受託者は、業務の全部を一括して、又は委託者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(暴力団関係業者への再委託等の禁止等)

第7条の2 受託者は、第42条第1項第9号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人(下請その他この契約に関連する契約の相手方を含む。以下同じ。)としてはならない。

2 受託者は、その受託した業務に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該業務に係る再委託契約等を締結させてはならない。

3 受託者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該業務に係る下請契約(下請その他この契約に関連する契約を含む。以下同じ。)を締結させた場合は、委託者は、受託者に対して、当該契約の解除(受託者が当該契約の当事者でない場合においては、受託者が当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受託者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。

(特許権等の使用)

第8条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下この条において「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受託者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第

三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する成果物を完成させるための受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者に対する業務に関する指示

(2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務代理人若しくは管理技術者との協議

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務代理人等)

第10条 受託者は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に掲げる者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 測量及び調査 業務代理人及び主任技術者（測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量の場合にあっては、その資格を有する者。以下同じ。）

(2) 設計 管理技術者

2 業務代理人又は管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 業務代理人、主任技術者又は管理技術者は、互いにこれを兼ねることができる。

- 4 受託者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務代理人又は管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第11条 受託者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

第12条 地元関係者との交渉等は、委託者が行うものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

- 2 前項の場合において、委託者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第13条 受託者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、委託者がその承諾を得るものとする。この場合において、委託者の指示があるときは、受託者はこれに協力しなければならない。

(業務代理人等に対する措置請求)

第14条 委託者は、業務代理人、主任技術者、管理技術者若しくは照査技術者又は受託者の使用人若しくは第7条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第15条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第16条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受託者は、業務の内容が設計図書又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が委託者の指示によるときその他委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、業務説明書及び業務説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬^{びゅう}又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、委託者

は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条 委託者は、前条第4項によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務に係る受託者の提案）

第21条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第21条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受託者の請求による履行期間の延長）

第22条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めら

れるときは、当該請求に係る履行期間の延長をしなければならない。この場合において、当該履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由による場合にあっては、必要に応じ業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（委託者の請求による履行期間の短縮等）

第23条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（履行期間の変更方法）

第24条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第25条 業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第26条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事される業務の出来形部分（以下この条及び第46条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具に損害が生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用

の負担を委託者に請求することができる。

4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの材料若しくは調査機械器具であって立会いその他受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(3) 材料に関する損害 損害を受けた材料に相応する業務委託料の額として、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第30条 委託者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条又は第27条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以

内に受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者が前項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、業務の成果物の引渡しが行われたものとみなす。

4 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第32条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第33条 委託者は、第31条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、委託者に対して当該業務委託料の10分の3以内において前払金を請求することができる。ただし、前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2 前項による前払金は、業務委託料500万円以上の委託業務に限り適用できるものとする。

3 受託者は、保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を委託者に寄託しなければならない。

4 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

5 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準

用する。

- 6 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、その超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。
- 7 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）により計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受託者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに委託者に寄託しなければならない。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受託者は、前払金を次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

- (1) 設計及び調査 材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料
- (2) 測量 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料

（部分引渡し）

第37条 成果物について、委託者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第31条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第32条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、委託者は、当該部分について、受託者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第31条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、第32条中「業務委

託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 3 前2項の規定により準用される第32条第1項の規定により受託者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号の指定部分に相応する業務委託料及び第2号の引渡部分に相応する業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、委託者が、前2項において準用する第31条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 指定部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料 引渡部分に相応する業務委託料×(1－前払金の額／業務委託料)

(第三者による代理受領)

第38条 受託者は、委託者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第37条において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受託者の業務中止)

第39条 受託者は、委託者が第34条又は第37条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受託者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第40条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課すものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者はこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第41条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められたとき。
- (3) 業務代理人、主任技術者又は管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項に規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (8) 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等の供給又は便宜の供与をする等直接的に又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当事者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

ク 委託者が第7条の2第3項の解除を求め、受託者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条 第41条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の任意解除権）

第44条 委託者は、業務が完成するまでの間は、第41条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の催告による解除権）

第45条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第46条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第47条 第45条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第48条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第37条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を履行した部分（第37条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第49条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第34条の規定による前払金があったときは、受託者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第37条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、第44条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第34条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額（第37条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受託者は、第41条、第42条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により

計算した額の利息を付した額を、第44条、第45条又は第46条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

- 3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第37条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は現状回復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは受託者が負担し、第44条、第45条又は第46条によるときは委託者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用など受託者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは委託者が定め、第44条、第45条又は第46条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（委託者の損害賠償請求等）

第50条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第41条又は42条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害賠償を請求する場合の請求額は、委託者は、業務委託料から第37条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額を請求することができる。
- 6 第2項の場合（第42条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第51条 この契約に関し、受託者（設計共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、この契約の業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があつた場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受託者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者(法人にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項について同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

第52条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに業務委託料が支払われなかった場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第54条 受託者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第55条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで財務大臣が決定する率により計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき財務大臣が決定する率により計算した額の延滞金を徴収する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第56条 受託者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による警察に通報し、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに委託者にその旨を文書で報告しなければならない。

3 受託者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、委託者と協議を行うものとする。

(紛争の解決)

第57条 この約款の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは委託者と受託者との間で折半し、その他のものは委託者と受託者とがそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務代理人、主任技術者、管理技術者又は照査技術者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第14条第2項の規定により受託者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争手続の前又は手続中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(届出書、通知書等の様式)

第58条 この約款に基づき受託者が委託者に対して提出すべき届出書、通知書等の様式は、委託者の定めるところによる。

(契約外の事項)

第59条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市における建設工事又は製造の請負契約（以下「契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続その他の必要な事務取扱いに関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする建設工事とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該工事に係る予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その調査基準比較価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

3 調査基準比較価格は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額の1万円未満の端数は切り上げるものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札参加者には、一般競争入札については入札公告において、指名競争入札については指名通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

(予定価格表への記載)

第5条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

(開札時の簡易審査)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「簡易審査対象者」という。）があった場合、入札事務執行者は、次項に定める方法により簡易審査を行う。この場合において、簡易審査を行うときは、入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合と判断する基準となる価格（以下「失格判断基準価格」という。）を設けるものとする。

2 簡易審査は、当該対象工事における予定価格の制限の範囲内で有効な者が3者以上ある場合に実施する。

3 有効な入札価格の平均額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）に10分の9.2を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「簡易審査額」という。）以上であれば落札者と決定する。

4 失格判断基準価格は、前項の簡易審査額に10分の8を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、これを下回った入札をした者は、失格とする。

(落札の保留)

第7条 開札の結果、簡易審査額を下回った入札をした者及び予定価格の制限の範囲に3者以上の入札者がなかったため、簡易審査が行われなかった者（以下「調査対象者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

(低入札価格調査)

第8条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、契約検査課長は工事主管課長及びすぐやる課長とともに、調査対象者の入札価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて、調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる事項について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書

(2) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事を含む。）

(3) 契約対象工事の実施場所と調査対象者の事業所、倉庫等との関連等の地理的条件

(4) 配置予定技術者

(5) 手持資材の状況

(6) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係

(7) 手持機械数の状況

(8) 労務者の具体的供給の見通し

(9) 下請契約の予定者名

(10) 過去に施工した公共性のある工事名及び発注者

(11) 前号の公共性のある工事の成績状況

(12) 経営状況

(13) 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等の信用

状態

(14) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 調査は、調査対象者のうち最低の価格をもって入札したもののほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

(適合した履行がされると認められる場合の措置)

第9条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第10条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせず、次順位者を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならなかった旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

3 第1項の調査対象者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

4 調査の結果、調査対象者の全てが失格となった場合は、調査対象者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不調として終了し、入札参加者に通知する。

(契約しない場合の判断基準)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

(1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合

(2) 工事費内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合

(3) 下請予定業者からの聞き取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合

(4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合

(5) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合

(6) 材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合

(7) 作業効率等が施工不可能なものである場合

(8) 建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(落札者決定等の通知方法)

第12条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は電子入札システムにより行い、紙入札による場合は書面により行うものとする。

(契約保証金)

第13条 調査対象者が落札者となった場合における契約保証金は、契約金額の10分の3以上とする。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

(監督体制の強化等)

第14条 簡易審査対象者及び調査対象者と契約締結をした場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳、下請負人通知書の内容のヒアリング 請負業者から提出された施工体制台帳及び下請負人通知書の内容についてヒアリングを行うものとする。
この際、低入札調査時の下請業者見積書と異なる下請業者又は金額の下請契約については、理由を求め、合理的理由がない場合は総括監督員と協議し、工事成績を減点するものとする。
- (2) 施工計画書の内容のヒアリング 当該工事の主管課長は、仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。
- (3) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書等の記載に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴くものとする。
- (4) 労働安全担当機関との連携 当該工事主管課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。
- (5) 厳格な検査の実施 検査は、厳格に行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の島田市低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年9月30日までに目的物の引渡しが行われる契約に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第6条の改正を除く。）は、この要領の施行日以後に締結する契約に係る入札から適用し、同日前に締結する契約に係る入札については、なお従前の例による。
- 3 改正後の島田市建設工事に係る低入札価格調査制度による調査等実施要領の規定（第6条の改正に限る。）は、令和2年7月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

島田市建設業関連業務委託に係る低入札価格調査制度実施要領

最終改正 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市における測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設業関連業務」という。）の委託契約（以下「業務委託契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）における手続その他の必要な事務取扱いに関する事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 この要領の対象となる契約は、島田市が競争入札により発注しようとする予定価格が100万円以上の建設業関連業務とする。

(調査基準価格の算定方法)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、当該業務に係る予定価格算出の基礎となった設計書仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める予定価格算出の基礎となった経費の合計額（以下「調査基準比較価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その調査基準比較価格が予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては、3分の2）を乗じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）から10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）までの範囲内における適宜の割合を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とすることができる。

3 調査基準比較価格は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額の1万円未満の端数は切り上げるものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 入札参加者には、一般競争入札においては入札公告において、指名競争入札については指名通知書等において、調査基準価格を設けていることを周知するものとする。

（予定価格表への記載）

第5条 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を予定価格表に記載するものとする。

（落札の保留）

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回った入札をした者（以下「調査対象者」という。）があった場合、入札執行者は入札参加者に対し、落札決定の保留及び低入札価格調査を実施する旨を宣言して入札を終了するものとする。

（低入札価格調査）

第7条 前条の規定により低入札価格調査を行う場合、契約検査課長は当該業務の主管課長（以下「業務主管課長」という。）及びすぐやる課長とともに、調査対象者の入札した価格によって契約の内容に適合した履行がされるか否かについて、調査を行うものとする。

2 低入札価格調査は、次に掲げる項目について、調査対象者に対し、資料の提出を求めるものとする。

(1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書

(2) 当該契約の履行体制

- (3) 手持ちの建設業関連業務の状況
- (4) 配置予定技術者
- (5) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
- (6) 労務者の具体的供給の見通し
- (7) 過去の同種又は類似の業務履行実績
- (8) 経営状況
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）等違反の有無、賃金不払いの状況、下請負代金の支払遅延状況等の信用状態
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 調査は、調査対象者のうち最低の価格をもって入札したもののほか、調査基準価格を下回った複数の者について並行して行うことができる。

（適合した履行がされると認められる場合の措置）

第8条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者が行った入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに調査対象者に適合した履行がされると認められる旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

（適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第9条 契約検査課長は、調査の結果、調査対象者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものであった場合は、その者を落札者とせず、次順位者を落札者として決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、当該次順位者について改めて低入札価格調査を行うものとする。

2 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、調査対象者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者に対して入札の結果を通知するものとする。

3 第1項の調査対象者又は前項の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は抽選によるものとする。

4 調査の結果、調査対象者の全てが失格となった場合は、調査対象者を除く有効な入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札を行った者を落札者として決定し、落札者となる者がいないときは、有効な入札を行った者で再度の入札を開始する旨を入札参加者に通知する。ただし、有効な入札をした者がいないとき、又はあらかじめ定めた入札回数に達しているときは、当該入札を不調として終了し、入札参加者に通知する。

（契約しない場合の判断基準）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に該当するものとする。

- (1) 指定した期日までに調査資料が提出されない場合
- (2) 入札価格の内訳書と入札価格が一致していない場合
- (3) 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合

(4) 設計図書に計上した設計数量を満たしていない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な業務委託の履行がなされないおそれがある
と認められる場合

(落札者決定等の通知方法)

第11条 この要領に基づく入札参加者に対する落札者の決定等の通知は、電子入札による場合は、電子入札システムにより行い、紙入札による場合は、書面により行うものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 調査対象者と契約締結をした場合においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 業務計画書の内容のヒアリング 業務主管課長は、仕様書に基づき業務計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、受託者から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 重点的な監督業務の実施 監督員は、当該業務に係る監督業務において、段階確認、業務の検査等を実施するに当たっては、立会いをすることを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務計画書等の記載に沿った業務が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を受託者の管理（主任）技術者等から詳細に聴くものとする。

(3) 労働安全担当機関との連携 業務主管課長は、安全な履行の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、業務履行現場の調査を行うものとする。

(4) 厳格な検査の実施 検査は、厳格に行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行うものから適用する。

島田市総合評価落札方式入札に伴う評価（落札者決定）基準

区分	評価項目	評価基準	配点	最大 得点	摘要
企業 の 施 工 能 力	平成18年4月以降の同種・類似工事の施工実績の有無(15年間)	同種工事の実績あり	1.0	1.0	同種工事は、平成18年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象 類似工事は、平成18年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象
		類似工事の実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	過去3か年度における工事成績評定点の平均点	△点以上※	3.0	3.0	工事成績は、島田市が発注した平成30年度～令和2年度に完成した最終契約金額100万円以上の同種工事の平均点とする。 ※○点は工種の平均点
		○点以上△点未満※	1.5		
		○点未満※	0.0		
		過去3か年度において69点以下の実績がある場合は得点を減点する	-1.0		
	過去2か年度における優良技術者の輩出の有無	優良技術者の輩出実績あり	1.0	1.0	優良技術者とは、島田市が実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞者
		実績なし	0.0		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001若しくはISO14001、又はエコアクション21の認証を取得している	2.0	2.0	ISO又はエコアクション21認証・登録証の写しで確認
		認証を取得していない	0.0		
配置 予 定 技 術 者 の 能 力	技術者資格	1級技術者（施工管理技士）、又は同等の資格	2.0	2.0	同等の資格とは、当該工事の発注工事と同業種で監理（主任）技術者になりうる資格（例：技術士（〇〇部門、又は技術士総合技術監理部門）） 必要に応じて発注業種に適する資格者を随時設定する。
		2級技術者（施工管理技士他）	1.0		
		その他	0.0		
	平成18年4月以降の主任（監理）技術者又は現場代理人の施工経験	主任（監理）技術者として、同種工事の実績あり	2.0	2.0	同種工事は、平成18年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象 類似工事は、平成18年4月以降に国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した工事を対象
		主任（監理）技術者として、類似工事の実績あり	1.0		
		現場代理人として、同種工事の実績あり	1.0		
		現場代理人として、類似工事の実績あり	0.5		
		実績なし	0.0		
	過去5か年度における優良技術者表彰の有無	市長表彰の実績あり	2.0	2.0	島田市が実施した優良建設工事主任技術者等表彰の受賞者
		実績なし	0.0		
	継続教育（CPD、CPDS）の取組み状況	継続教育の証明あり（各種団体推奨単位以上取得）	1.0	1.0	令和元年度若しくは令和2年度の任意の1年間において取得した各団体が発行する取得単位の証明書の写し
		継続教育の証明なし又は各種団体推奨単位未満の取得	0.0		

企業 の 社会性・ 信頼性	過去5か年度の災害 協定に基づく活動実 績の有無及び有事の 備え	災害協定の締結あり	0.5	1.5	災害協定とは、島田市と災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む）に係る協定をいう。 建設機械所有とは、災害協定を締結している者のうち経営規模等評価結果通知に3台以上の記載のある者を評価する。 活動実績とは、平成28年度以降災害協定に定める災害時における応急対策業務（応急仮設住宅建設協定を含む）の実績
		建設機械所有	+0.5		
		島田市における活動実績あり	0.5		
		締結なし・建設機械所有なし	0.0		
	過去1年間のボラン ティア活動の実績の 有無	活動実績あり	1.0	1.0	ボランティア活動とは、令和2年度に実施した島田市内における道路・河川・公園等の公共土木施設の美化活動や環境保全活動で企業としての取組みの実績 実績には建設業協会等が主催する活動実績を含む。
		実績なし	0.0		
	労働福祉の状況（障 がい者雇用状況）	障がい者雇用企業として名簿（静岡県経済産業部）に登録	0.5	0.5	障がい者雇用企業審査結果通知書（県知事）の写しを添付
		該当なし	0.0		
	次世代育成支援企業	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定	0.5	0.5	静岡県次世代育成支援企業認証書の写しを添付
		該当なし	0.0		
	市内企業の施工割合	市内企業の施工割合が70%以上	2.5	2.5	
		市内企業の施工割合が50%以上70%未満	1.5		
		市内企業の施工割合が40%以上50%未満	1.0		
		市内企業の施工割合が40%未満	0.0		
	計			20.0	
	換算			20.0	

1. 工期に関する基準の実施について（令和2年8月13日通知） P1
建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律によって、中央建設業審議会は、「工期に関する基準」を作成し、その実施について建設業法の規定に基づき勧告を行った。
2. 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和2年9月30日通知） P47
建設業法施行令の一部を改正する政令が10月1日から施行され、これに伴い関係ガイドライン等について改正された。
「建設業法施行令の改正」、「建設業法施行規則の改正」、「建設業法関係告示の改正」、「建設業許可事務ガイドラインの改正」、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の改正」、「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点の改正」、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改正」、「監理技術者制度運用マニュアルの改正」
3. 技能労働者への適切な賃金水準の確保について（令和3年2月25日通知） P57
平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると全国平均で53.5%上昇しています。
【インフレスライド及び特例措置の実施】
令和3年3月1日の労務単価の上昇を受け、インフレスライド条項（島田市建設工事請負契約約款第26条6号）を適用。また、旧労務単価で3月以降契約しているものに対して請求があれば新労務単価に変更する特例措置（島田市建設工事請負契約約款第61条）を実施しました。H25、H26、H27、H28、H29、H30、R1、R2と8年実施。
4. 施工体制台帳の作成等についての改正について（令和3年3月3日通知） P65
施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。
5. 産官連携による一斉休工の取組について（令和3年3月18日通知） P77
毎月第2土曜日を「ふじ丸デー」とし、産官が連携して県内公共工事の一斉休工に取り組む。
6. 建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和3年3月26日通知） P81
技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）部分が4月1日から施行されます。
7. 公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（令和3年3月30日通知） P89
公共工事の前金払使途拡大の特例について、令和4年3月31日まで継続されます。
8. 建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの改訂について（令和3年5月14日通知） P109
ガイドラインを踏まえ、引き続き、建設現場の「三つの密」対策等の徹底が求められています。

建業第 123 号の 2

令和 2 年 8 月 13 日

各市町長 様
(政令市を除く契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

工期に関する基準の実施について (通知)

このことについて、令和 2 年 7 月 31 日付け国土交通省中建審第 1 号により、中央建設業審議会会長から別添のとおり勧告がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴職においても、本基準に基づき適正な工期の設定等について対応くださるようお願いいたします。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班

電話番号 054-221-3059



国土交通省中建審第1号
令和2年7月31日

公共発注者の長 殿
建設業団体の長 殿
民間建築関係団体の長 殿

中央建設業審議会会長 柳 正憲

工期に関する基準の実施について

適正な工期設定を通じて長時間労働を是正するとともに、週休2日を確保することは、建設業の将来の担い手を確保する観点からも極めて重要です。一方、適正な工期の実現に向けては、建設業者による生産性向上などの自助努力とあわせて、発注者の理解と協力を得ながら取組を進めていくことが不可欠です。

こうした中、昨年6月の建設業法の改正（建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号））によって、中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

そのため、中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、令和2年6月の第6回ワーキンググループにて、工期に関する基準案をとりまとめました。

その工期に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別添のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上

工期に関する基準

令和２年７月２０日
中央建設業審議会決定

目 次

第 1 章 総論

- (1) 背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 建設工事の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方・・・・・・・・ 6
- (4) 本基準の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (5) 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (6) 工期設定における受発注者の責務・・・・・・・・・・・・ 14

第 2 章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) 休日・法定外労働時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (3) イベント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (4) 制約条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (5) 契約方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (6) 関係者との調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (7) 行政への申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (8) 労働・安全衛生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (9) 工期変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (10) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

第 3 章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- (2) 施工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (3) 後片付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第 4 章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) 鉄道分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (3) 電力分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (4) ガス分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 働き方改革・生産性向上の取組について・・・・・・・・・・42

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応・・・・・・・・・・43
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定・・・・・・・・43
- (3) 基準の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

工期に関する基準

第1章 総論

(1) 背景

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。建設業がその役割を果たしつつ、今後も魅力ある産業として活躍し続けるためには、自らの生産性向上と併せ、中長期的な担い手確保に向け、長時間労働の是正、週休2日の達成等の働き方改革を推進しなければならない。一方、建設工事の発注者においても、自身の事業を推進するうえで建設業者が重要なパートナーであることを認識し、建設業における働き方改革に協力することが必要である。

また、建設業については、労働基準法上、いわゆる36協定で定める時間外労働の限度に関する基準（限度基準告示）の適用対象外とされていたが、第196回国会（常会）で成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）による改正後の労働基準法において、労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない時間外労働の上限について法律に定め、違反について罰則を科すこととされ、建設業に関しても、平成31年4月の法施行から5年間という一定の猶予期間を置いたうえで、令和6年4月より、罰則付き上限規制の一般則を適用することとされている。

建設業の働き方改革に向けては、民間も含めた発注者の理解と協力が必要であることから、建設業への時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、平成29年6月には「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、8月には「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定したところである。さらに、同ガイドラインの浸透及び不断の改善に向け、「建設業の働き方改革に関する協議会」（主要な民間発注者団体、建設業団体及び労働組合が参画）の設置と併せて、業種別の連絡会議（鉄道、住宅・不動産、電力及びガス）を設置し、業種ごとの特殊事情や契約状況等を踏まえた対応方策の検討を重ねてきたところである。

政府としてこうした取組を進めている一方、現状でも通常必要と認められ

る期間に比して短い期間による請負契約がなされ、長時間労働等が発生している。また、前工程の遅れや受発注者間及び元請負人―下請負人間（元請負人と一次下請負人間、一次下請負人と二次下請負人間など。以下「元下間」と言う。）の未決定事項の調整、工事内容の追加・変更等を理由に、工期が遅れる事例が散見される。このような理由で工期が遅れた場合、契約変更により工期を延長することが望ましいが、受注者が早出・残業や土日・祝日出勤により施工時間を延長する等、必ずしも働き方改革に資するとは限らない対応がとられている場合もある。

こうしたことを背景に、令和元年6月の第198回国会（常会）において、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律を一体として改正する「新・担い手3法」が成立し、建設業法第34条においては、中央建設業審議会において建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

中央建設業審議会では、令和元年9月に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループを設置し、11月の第1回開催以降、合計6回にわたるワーキンググループでの審議のうえ、中央建設業審議会において令和2年7月に本基準を作成した。

（２） 建設工事の特徴

（い） 多様な関係者の関与

建設工事は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど、あらゆる社会資本の整備を担うものである。また、発注者は国・地方公共団体・企業・個人と様々であり、他方、建設工事の施工に当たっては、工事の規模や内容によって、ゼネコンから基礎工事、躯体工事、仕上工事等それぞれの工程・技術に特化した専門工事業者に至るまで、様々な業者が工事に関与している。受発注者間で設定する工期、元下間で設定する工期（元請負人―一次下請負人間、一次下請負人―二次下請負人間等）など、建設工事1つにおいても多数の工期が設定されており、また、受発注者間で設定した工期は、元下間で設定する専門工事ごとの多様な工期で構成されている。

そのため、建設工事の工期については、受発注者間で目的物の効用が最大限発揮されるように設定することは勿論、元下間などの各々の下請契約においても適正な工期が確保されるよう、全工程を通して適切に設定することが求められる。

(ii) 一品受注生産

建設工事の目的物は、同一の型で大量生産されるような工業製品とは異なり、その目的（オフィス、商業用施設、居住用家屋、道路や河川などの社会資本等）や立地条件に応じて、発注者から、一品ごとに受注して生産されるものである。受注した工事ごとに工程が異なるほか、目的物が同一であっても天候や施工条件等によって施工方法が影響を受けるため、工程は異なるものとなる。また、追加工事や設計変更等が発生する場合には、必要に応じて、受発注者間及び元下間でその変更理由を明らかにしつつ協議を行い、受発注者及び元下間双方の合意により、工期の延長等、適切に契約条件を変更することが重要である。

(iii) 工期とコストの密接な関係

建設工事において、品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮しなければならない。また、施工に当たっては、安全確保と環境保全も重要な要素であり、その徹底が求められる。

建設工事では、設計図書に規定する品質の工事目的物を施工するために必要な工期・コスト（請負代金の額）が受発注者間（※）及び元下間で協議・合意されて、請負契約が締結される。受発注者間及び元下間の協議においては、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約をはじめ、本基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、双方において生産性向上に努めることが重要である。

（※）公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

なお、災害復旧工事など社会的必要性等に鑑み、早期に工事を完了させなくてはならない場合には、それに伴って必要となる資材・労務費等を適切に請負代金の額に反映しなくてはならない。

(3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方

(i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方

建設工事の請負契約については、建設業法第18条、第19条等において、受発注者や元請負人と下請負人が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行しなければならないことや、工事内容や請負代金の額、工期等について書面に記載すること、不当に低い請負代金の禁止などのルールが定められている。

加えて、令和元年6月には、働き方改革の促進のために建設業法が改正され、より一層の工期の適正化が求められることとなった。

- ・ 請負契約における書面の記載事項の追加（第 19 条）：建設工事の請負契約の当事者が請負契約の締結に際して工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならない。
- ・ 著しく短い工期の禁止（第 19 条の 5、第 19 条の 6）：注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。また、建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者がこの規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣等は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、国土交通大臣等は、この勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。国土交通大臣等は、勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。
- ・ 建設工事の見積り等（第 20 条）：建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
（※）費用の見積りだけでなく日数も見積りをする。
- ・ 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供（第 20 条の 2）：建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。
- ・ 工期に関する基準の作成（第 34 条）：中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができる。

更に、請負契約の「片務性」の是正と契約関係の明確化、適正化のため、建設業法第 34 条に基づき、中央建設業審議会在、公正な立場から、請負契約の当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして決定し、当事者にその採用を勧告する建設工事の標準請負契約約款である公共工事標準請負契約約款や民間工事標準請負契約約款等に沿った請負契約の締結が望まれる。

また、労働安全衛生法第 3 条においても、仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのあ

る条件を附さないように配慮しなければならないこととされている。

受発注者間（※）及び元下間においては、これら法令等の規定を遵守し、双方対等な立場に立って、工期を定める期間を通じて、十分な協議や質問回答の機会、調整時間を設け、天候、地盤等の諸条件や施工上の制約等、基準を踏まえて検討された適正な工期設定を行うとともに、本基準を踏まえた適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで工事請負契約を締結するのが基本原則である。なお、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元請負人の責に帰すべきもの、下請負人の責に帰すべきもの、不可抗力のように元請負人及び下請負人の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で遅延の理由を明らかにしつつ、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期を延長するほか、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、前工程の遅延によって後工程が短期間施工となる場合に必要となる人件費、施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等を行う。

（※）公共工事については発注者が設定し、入札に付される。

（ii）公共工事における基本的な考え方

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有しているため、建設業法に加え、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）や公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）において公共工事独自のルールが定められている。

✓ 請負契約の締結について

公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第8項に基づき、その品質を確保するうえで、公共工事の受注者のみならず、下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結することが求められる。

✓ 工期の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第6号において、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保さ

れるよう、公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定することが発注者の責務とされている。

また、公共工事品質確保法に基づく発注関係事務の運用に関する指針において、建設資材や労働者確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努めることとされており、具体的には、

- ・ 発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）
- ・ 発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）
- ・ 発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）

があり、余裕期間制度の活用に当たっては、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択することとされている。

さらに、入札契約適正化法第 18 条に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「入札契約適正化指針」という。）において、発注者の責務として、工期の設定に当たり、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、次に掲げる事項等を適切に考慮することとされている。

- ・ 公共工事に従事する者の休日（週休 2 日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、現地調査、現場事務所の設置等の準備期間
- ・ 工事完成後の自主検査、清掃等を含む後片付け期間
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・ 用地取得や建築確認、道路管理者との調整等、工事着手前に発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続に要する期間過去の同種類似工事において当初の見込みよりも長い工期を要した実績が多いと認められる場合には、当該工期の実績

✓ 施工時期の平準化について

公共工事においては、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末に工事量が集中する傾向があり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることで懸念されることから、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 5 号や入札契約適正化指針において、計画的に発

注を行うとともに、工期が一年に満たない公共工事についての繰越明許費・債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期の設定など必要な措置を講じることにより、施工時期の平準化を図ることが発注者の責務とされている。

✓ 予定価格の設定について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号において、公共工事を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等とともに、工期、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務とされている。

✓ 工期変更について

公共工事においては、公共工事品質確保法第7条第1項第7号や入札契約適正化指針において、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うものとされている。

また、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずることとされている。

(iii) 下請契約における基本的な考え方

建設工事標準下請契約約款では、下請契約において、元請負人は、下請負人に対し、建設業法及びその他の法令に基づき必要な指示・指導を行い、下請負人はこれに従うこととされている。また、元請負人は、工事を円滑に完成させるため、関連工事との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対

して指示を行うが、工期の変更契約等が生じる場合は、元下間で協議・合意のうえ、工期や請負代金の額を変更することとされている。加えて、下請負人は関連工事の施工者と緊密に連絡協調を図り、元請工事の円滑な完成に協力することが重要である。

下請契約、特に中小零細企業が多く見られる専門工事業者が締結する下請契約においては、多くの場合、注文者が設定する工期に従っているほか、内装工事などの仕上工事、設備工事は前工程のしわ寄せを受けることが多く、竣工日優先で発注・契約され、納期が変更・延期されないまま短縮工期となっても費用増が認められない場合がある。また、工事の繁忙期にあっては急な増員が困難な場合もある。元下間においても下請負人の工期の見積りを尊重して適正な工期を設定するとともに、前工程で工程遅延が発生した場合には後工程がしわ寄せを受けることのないよう工期を適切に延長するとともに、竣工日優先で工程を短縮せざるを得ない場合は、元下間で協議・合意のうえ、契約工期内の突貫工事等に必要な掛増し費用等、適切な変更契約を締結しなければならない。

(4) 本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要がある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手の安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを楽しむことができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

なお、著しく短い工期の疑義がある場合には、本基準を踏まえるとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査などを行い、許可行政庁が工事ごとに個別に判断する。著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、発注者に対しては建設業法第 19 条の 6 に規定される勧告がなされ、また、建設工事の注文者が建設業者である場合には、国土交通大臣等は建設業法第 41 条に基づく勧告や第 28 条に基づく指示を行うことができる。加えて、入札契約適正化法第 11 条第 2 項では、公共工事においては、建設工事の受注者が下請負人と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は当該受注者の許可行政庁にその旨を通知しなければならないこととされ

ている。

＜建設業法＞

第十九条の六 （略）

- 2 建設業者と請負契約（請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

＜入札契約適正化法＞

第十一条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

（略）

- 二 第十五条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項、第二項若しくは第四項又は同法第十九条の五、第二十六条第一項から第三項まで、第二十六条の二若しくは第二十六条の三第六項の規定に違反したこと。

（５） 適用範囲

建設業法が、建設工事の全ての請負契約を対象にしていることを踏まえ、本基準の適用範囲は、公共工事・民間工事を問わず、発注者及び受注者（下請人を含む）、及び民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスを含む、あらゆる建設工事が対象である。

また、「工期」とは、建設工事の着工から竣工までの期間を指す。



なお、施工段階より前段階の、事業化/構想、設計、資機材の調達等の計画・進捗・品質が工期に影響を与えるため、円滑な進捗や完成度の高い成果物の作成等に努め、工期にしわ寄せが生じないようにしなくてはならない。また、事業化/構想段階、設計段階において工程や工期を検討する場合は、施工段階における適正な工期の確保に配慮することが重要である。

そのため、事業化/構想段階、設計段階など工期を検討する段階で、適正に工期を設定するための知見や生産性向上のノウハウを盛り込むために、工事の特性等に合わせて、施工段階の前段階から受注者が関与することも有用である。また、施工段階において、設備工事等の各工事を分離して発注・契約する場合においても、本基準を用いて、適正な工期を設定する必要がある。

<用語の定義>

工期：建設工事の着工から竣工までの期間

発注者：建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者をいう

受注者：発注者から直接工事を請け負った請負人をいう

元請負人：下請契約における注文者で、建設業者であるもの

下請負人：下請契約における請負人

下請契約：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約

(6) 工期設定における受発注者の責務

工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。他方、民間工事では、受注（候補）者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、受注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意のうえで設定する場合、施工段階より前に受注（候補）者が参画しつつ受発注者双方が合意のうえで設定する場合等、様々な場合がある。

なお、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

<一般的な工期の設定者>

○公共工事：

- ・ 発注者が工期を決定。

(※) 公示段階で仕様の前提となる条件が不確定な場合（技術提案によって仕様の前提となる条件が変わる場合を含む。）には、発注者、優先交渉権者（施工者）及び設計者の三者がパートナーシップを組み、発注者が柱となり、三者が有する情報・知識・経験を融合させながら、設計を進めていく場合がある。

(『国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（国土交通省大臣官房地方課、技術調査課、官庁営繕部（令和2年1月））』における、技術協力・施工タイプなど。)

○民間工事：

- ・ 発注者が経験則から想定したり、設計者の協力を踏まえつつ工期を概算する等、受注者に発注者の希望を伝達。その後、受注者から提案を受けて、受発注者の双方合意のうえで工期を決定。
- ・ 受注者が施工段階より前に関与して、受発注者の双方合意のうえで、工期を決定する場合もある。

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

- ・ 発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する。
- ・ 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性をとることで完成度を高めるように努める。

- ・ 発注者において適正な工期設定に関する知見を有する者（エンジニア等）が工期算定の職務に従事している場合は、工期設定の検討段階でその知見を十分に活用・反映させる必要がある。
- ・ 受注者が関与することなく発注者（設計者を含む）が工期を設定する場合、第2章（10）その他にある日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」等を適宜参考にしつつ、適正な工期が確保できるよう努める。
- ・ 大規模な工事についての可能な範囲での見通しの公表や、工事時期の集中期間の回避などにより、受注者からの情報も参考としつつ、施工時期の平準化に資する取組を推進するよう努める。
- ・ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う。
- ・ 発注者（設計者を含む）は設計図書等に基づいて設計意図を伝達するとともに、施工条件が不明瞭という通知を受注者から受けた場合は、施工条件を明らかにする。
- ・ 生産性向上は工期の短縮や省人化等のメリットが受発注者双方にあることも踏まえ、建設工事における生産性向上に向けた取組が進められるよう、受注者に協力するよう努める。
- ・ 【公共工事】公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が示されることから、発注者には、本基準に沿って適正な工期を設定することが求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう適正な工期の設定を行うなど、上記（3）（ii）にあるとおり、公共工事品質確保法第7条等や入札契約適正化法第18条に基づく発注者の責務等を遵守する必要がある。
- ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第3条第5項に基づき、地盤の状況に関する情報その他の工事及び調査等に必要な情報を的確に把握し、より適切な技術等を活用することにより、公共工事の品質を確保することが求められる。
- ・ 【民間工事】工事の内容によっては、設計図書等において施工条件等をできるだけ明確にすることが求められる。
- ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したも

の決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。

- ・ **【民間工事】** 設計図書等の施工計画及び工期の設定や請負代金の額に影響を及ぼす事象について、請負契約を締結するまでに、必要な情報を受注（候補）者に提供し、必要に応じ、工事に係る費用及び工期についての希望を受注（候補）者に伝達したうえで、これらの見積りを受注（候補）者に依頼する。そして、請負契約の締結の際、本基準を踏まえ、受注者と協議・合意し、適正な工期を設定する。

＜建設業法＞

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときには、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

- ・ **【民間工事】** 災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

＜工期設定において受注者の果たすべき責務＞

- ・ 受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で、適正な工期で請負契約を締結する。
- ・ 受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求める。各工程に遅れを生じさせるような事象等が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、工程の遅れの原因を分析し、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力であるかを特定したうえで、受発注者間で協議して、必要に応じて契約変更等を行う。
- ・ 受発注者間の工期設定がそれ以降の下請契約に係る工期設定の前提となることを十分に認識し、適正な工期での請負契約の締結や、変更理由とその影響を明らかにした工期変更、下請契約に係る工期の適正化、特に前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止に関する取組等を行う。
- ・ 下請契約の締結に際して、材料の色や品番、図面などの未決定事項があ

る場合、元請負人は発注者（設計者を含む）に現場施工に支障を来さない期限での仕様決定を求めつつ、下請負人にそうした状況を伝えるとともに、決定の遅れによる工程遅延が生じた場合の遅延した期間とそれに伴う掛かり増し経費について、下請契約へ適切に反映するとともに、遅延の原因が発注者（設計者を含む）である場合は、受発注者間で協議を行い、発生した費用を求める。

- ・ 適正な品質や工程を確保するために合理的な技術提案を積極的に行い、より一層の生産性向上に向けた取組を推進する。特に民間工事においては、その取組によって生じるコストの増減等のメリット・デメリットについて発注者に対して適切に説明する。

（生産性向上のための施策例）

- ・ ハード技術の活用
（現場打ちの時間省略に資するプレキャスト製品 等）
- ・ 各種 ICT（情報通信技術）の活用
（情報伝達・図面閲覧・検査 等）
- ・ 設計・施工プロセスの最適マネジメント
（工事の特性等に合わせたフロントローディングの実施 等）
- ・ 技能者の技能向上
- ・ 【公共工事】公共工事においては、公共工事品質確保法第8条等に基づき、受注者・下請負人双方を含む公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間等の条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結しなければならない。
- ・ 【民間工事】特に建築工事において、発注者・工事監理者・受注者の三者が合意形成ルールを早期に明確化したうえで、工事工程と連動したものの決め（施工図・製作図・仕様の決定）、工程表の円滑な運用を心掛ける。
- ・ 【民間工事】請負契約の締結の際、本基準を踏まえつつ工期を検討し、当該工期の考え方等を発注者に対して適切に説明し、受発注者双方の協議・合意のうえで、適正な工期を設定する。
- ・ 【民間工事】受注者（下請負人を含む）は建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によっては建設工事の適正な施工が通常見込まれない請負契約の締結（「工期のダンピング」）は行わない。

(※) 建設業法の趣旨を踏まえ、工事の工程ごとに工期の見積りをするように努めなければならない。なお、工事ごとに、工期の見積りの仕方（必要日数の算出方法等）が異なることを踏まえつつ、必要に応じて、適正な工期が確保できているか受発注者で見積り内容を確認し、その内容について合意しなくてはならない。

＜建設業法＞

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳を並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

- ・ **【民間工事】** 受発注者が互いに協力して施工時期の平準化に資する取組を推進するために、各々の工事における施工時期を繁忙期からずらすことで安定した工程や労働力の確保、均質な品質管理体制の構築、コスト減などが見込まれる場合は、発注者にその旨を提示する。

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

建設工事は、工期の厳守を求められる一方で、天候不順や地震・台風などの自然災害のほか、建設工事に従事する者の休日の確保、現場の状況、関係者との調整等、工期に影響を与える様々な要素があり、工期設定においては以下の事項を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

(1) 自然要因

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項を考慮する。

- ・ 降雨日・降雪日（雨休率の設定 等）

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、施工に必要な実日数に雨休率を乗じた日数を「降雨日」として設定。なお、雨休率については、地域ごとの数値のほか、0.7を用いることも可。

- ・ 河川の出水期における作業制限
- ・ 寒冷・多雪地域における冬期休止期間
（冬期における施工の困難性、及びそれに伴う夏期への工事の集中・輻輳（特に北海道等への配慮））
（※）上記及びその他の気象、海象などを含む自然要因については、必要に応じて、受発注者間及び元下間で協議して工期に反映する。

等

(2) 休日・法定外労働時間

建設業をより魅力的な産業とするため、また、令和6年4月より改正労働基準法の時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用されることも踏まえ、建設業の働き方改革を推進する必要がある。

- ・ 法定外労働時間

労働基準法における法定労働時間は、1日につき8時間、1週間につき40時間であること、また改正法施行の令和6年4月に適用される時間外労働の上限規制は、臨時的な特別の事情がある場合として労使が合意した場合であっても、上回ることの出来ない上限であることに考慮する必要がある。また、時間外労働の上限規制の対象となる労働時間の把握に関しては、工事現場における直接作業や現場監督に要する時間のみならず、書類の作成に係る時間等も含まれるほか、厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた対応が求められることにも考慮しなければならない。

・ 週休 2 日の確保

建設工事の目的物は、道路、堤防、ダム、鉄道、住宅、オフィスビルなど多岐にわたり、工事の進め方は、オフィスや鉄道など、土日の作業が望ましい工事があるように、工事内容によって千差万別である。

国全体として週休 2 日が推進される中、建設業では長らく週休 1 日（4 週 4 休）の状態が続いていたが建設現場の将来を担う若者をはじめ、建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、建設業の担い手一人ひとりが週休 2 日（4 週 8 休）を確保できるようにしていくことが重要である。日曜のみ休みという状態が続いてきた建設業において、週休 2 日（4 週 8 休）をすべての建設現場に定着させていくためには、建設業界が一丸となり、意識改革から始めなければならない。現在多くの建設業団体が行っている 4 週 8 閉所の取組は、こうした意識改革、価値観を転換していくための有効な手段の一つであると考えられる。また、維持工事やトンネル工事、災害からの復興工事対応など、工事の特性・状況によっては、交代勤務制による建設業の担い手一人ひとりの週休 2 日（4 週 8 休）の確保が有効な手段の一つとなると考えられる。

ただし、年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等の交通集中期間における工事規制の制約、山間部や遠方地といった地域特性、交通・旅客に対する安全配慮、災害復旧等の緊急時対応を求められる工事等においては、必ずしも 4 週 8 閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意しなければならない。

なお、建設業における週休 2 日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要である。

<働き方改革実行計画 抜粋>

（時間外労働の上限規制）

週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間（＝月平均 60 時間）とする。かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

この上限について、① 2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならないとする。② 単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。③ 加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことに鑑み、さらに可能な限り労働時間の延長を短くするため、新たに労働基準法に指針を定める規定を設けることとし、行政官庁は、当該指針に関し、使用者及び労働組合等に対し、必要な助言・指導を行えるようにする。

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する（ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない）。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

<参考>

（一社）日本建設業連合会における取組（例）

○時間外労働の段階的な削減や週休2日の確保を実現するためには、発注者や国民の理解を得るための自助努力が不可欠であることから、工期の延伸をできる限り抑制するための生産性向上に向けた指針として、2020年までの5年間を対象期間とする「生産性向上推進要綱」を策定し、フォローアップの実施、優良事例集の作成などを通じて各企業の取組を積極的に支援している。

○「時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行」（平成29年9月）として、改正法施行後3年目までは年間960時間以内、4・5年目は年間840時間以内を目指すなど、猶予期間後の上限規制（年間720時間）の適用に先んじて時間外労働を段階的に削減するとしている。

○「週休二日実現行動計画」（平成29年12月）を策定し、原則として全ての工事現場を対象として、平成31年度末までに4週6閉所以上、平成33年度末までに4週8閉所の実現を目指すとともに、「統一土曜閉所運動」として、平成30年度は毎月第2土曜日、平成31年度からは毎月第2・4土曜日の現場閉所を促すこととしている。

（一社）全国建設業協会における取組（例）

○働き方改革行動憲章を具体的に推進するため『休日 月1＋（ツキイチプラス）』運動を実施し、会員各企業において、平成30年度以降、建設業への長時間労働の罰則規定の適用を待つことなく4週8休を確保することを最終目標に掲げている。平成29年度に休日が確保された実績に対し、現場休工や業務のやり繰りにより従業員へ休日を付与し、毎月プラス1日の休日確保を目標とする。なお、最終目標とする4週8休が確保された各企業においては、自ら「4週8休実現企業」として宣言することとしている。ただし、災害復旧・除雪等の緊急現場を除く。

休日確保に向けた民間発注者の取組（例）

○一部の民間工事においては、建設工事に従事する者の休日の確保に向け、発注者として、4週8休を想定した必要日数の算定をはじめ、月1三連休の実施、受注者の自由提案に基づく工期の設定などの取組を実施。

※年始やGW、夏休み等の交通集中期間において工事規制が生じる道路工事や、山間部や遠方地で作業を実施する電力工事、異常時対応、緊急工事や駅構内工事における旅客への安全配慮が必要な鉄道工事など、必ずしも4週8閉所等が適当とは限らない工事が存在することに留意。

（３）イベント

工期の設定・見積りに当たっては、以下の事項により、通常に比して長い工期を設定する必要がある場合があることを考慮した工期を設定する。

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日
- ・ 駅伝やお祭り等、交通規制が行われる時期
- ・ 農業用水等の落水時期（月・日）
- ・ 海、河川魚類等の産卵時期・期間
- ・ 猛禽類や絶滅危惧種など生息動植物への配慮
- ・ 夜間作業を伴う工事における騒音規制等への対応と労務確保

等

（４）制約条件

工期の設定・見積りに当たっては、以下の敷地条件に伴う制約等が生じることを考慮した工期を設定する。

- ・ 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件
- ・ 車両の山積制限や搬出入時間の制限
- ・ 道路の荷重制限
- ・ スクールゾーンにおける搬入出時間の制限
- ・ 搬入路・搬入口・搬入時間の制限によって、工程・工期の見直しが必要となる場合に要する時間
- ・ 周辺への振動、騒音、粉塵、臭気、工事車両の通行量等に配慮した作業や搬出入時間の制限

（例）オフィス街での作業抑制、住宅地域での夜間作業制約、工事敷地におけるタワークレーンの稼働範囲及び稼働時間の制限

- ・ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台等）

(5) 契約方式

工期の設定・見積りに当たっては、契約方式によって、受注者の工期設定への関与、工期・工程の管理方法等が異なることを考慮する。

・ 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与

設計・施工一括方式など、契約方式によっては、受注（候補）者が施工段階より前に工期設定に関与する場合があります、この場合は、受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意のうえで、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要である。

他方、受注者が設計段階で工期設定に関与しない場合には、建設工事の請負契約の締結に際して、受発注者双方の協議・合意のうえで、工期を決定しなければならない。なお、協議によって、発注者が指定・希望する工期よりも工期が長くなると判断される場合には、その結果を契約条件に反映しなければならない。

・ 分離発注

建設工事は、発注者が元請負人に工事を一括で発注し、元請負人が工事の内容に応じて下請負人と専門工事の請負契約を行い、下請工事を含む工事全体の施工管理を行う場合が多いが、発注者が、工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する、いわゆる分離発注が行われる場合もある。その場合には発注者が、分離発注した個々の工事の調整を行い、適正な工期を設定するとともに、工事の進捗に応じて個々の工事間の調整を行い、前工程の遅れによる後工程へのしわ寄せの防止などの取組を行う必要がある。

公共工事における設備工事等の分離発注については、入札契約適正化指針において、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めることとされている。また、建築における設備工事が分離されている場合など、分離発注により、施工上密接に関連する複数の工事がある場合においては、公共工事標準請負契約約款第2条や民間建設工事標準請負契約約款（甲）第3条において、工期の遅れ等により他の工事に影響が及ぶなど、必要があるときは、発注者は、双方の工事の施工につき調整を行い、受注者は、発注者の調整に従い、他の工事の円滑な施工に協力しなければならないこととされている。

(6) 関係者との調整

工事に着手する前に関係者との調整を完了させることが望ましいが、やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 施工前に必要な計画の地元説明会のほか、工事中における地元住民や地元団体（漁業組合など）からの理解を得るために要する期間
- ・ 電力・ガス事業者などの占用企業者等との協議調整に要する時間
- ・ 農業用水に影響が及ぶ場合、施設管理者等との協議に要する時間
- ・ 関係者との調整が未完了の場合（例：用地未買収のまま工事を発注する等）、協議内容や完了予定時期等についての特記仕様書等の記載
- ・ 設計図の精度（齟齬）や図渡し時期の遅れによる工期の調整期間
- ・ 発注者のテナントの要望による着工後の設計変更（予想される箇所の図面の未決定、図面承認後の変更）に伴う工期変更

等

(7) 行政への申請

建設工事においては、行政に対して種々の申請が必要となるため、工期を見積り・設定するに当たってはそれらの申請に要する時間を考慮しなくてはならない。やむを得ず着工と同時並行的に進める場合には、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間
- ・ 一定の重量・寸法（一般的制限値）を超える車両が道路を通行する場合、トラック事業者は道路管理者に特車通行許可を受ける必要があるため、許可がおりるまでに要する時間
- ・ 交通管理者（警察）との道路工事等協議、道路使用許可申請、河川管理者への河川管理者以外の者の施工する工事等の申請、土地の掘削等の申請、自治体への特定建設作業実施届や特定施設設置届等、労働基準監督署への建設工事届等、消防への危険物仮貯蔵届等、港湾管理者や海岸管理者等への水域利用に関する許認可等の申請、環境省への自然公園法に関する許認可等の申請、林野庁への国有林野使用許可や保安林解除等の申請、文化庁への文化財保護に関する許認可等の申請に要する時間
- ・ 河川管理者への申請等に伴い、絶滅危惧種などに関する保全計画書を求められる場合、提示に要する時間
- ・ 建築確認や開発許可がおりるまでに要する時間

（８）労働・安全衛生

建設工事に当たっては、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要であり、契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要である。

労働者が現場で安心して働けるようにするとともに、質の高い建設サービスを提供していくためには、技能者一人ひとりに対するそれぞれの技能に応じた適切な処遇を通じ、すべての技能者がやりがいをもって施工できるようにしていくことが重要である。

そのため、公共工事設計労務単価の上昇を現場の技能労働者の賃金水準の上昇という好循環に繋げるとともに、技能と経験を「見える化」する建設キャリアアップシステムの活用、社会保険や建設業退職金共済への加入を促進することにより、技能労働者の処遇改善を図っていくことが必要である。

（９）工期変更

請負契約の締結に当たっては、受発注者双方で協議を行い、工期の設定理由を含め契約内容を十分に確認したうえで適正な工期を設定するとともに、契約後に工期変更が生じないように、下請工事を含め、工事全体の進捗管理を適切に行うなど、工事の全体調整を適切に行うことが重要である。

しかし、確認申請の遅れ、追加工事、設計変更、工程遅延等が発生し、当初契約時の工期では施工できない場合には、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議して合意したうえで、施工を進める必要がある。その際、クリティカルパス等を考慮し、追加工事や設計変更等による工事内容の変更等を申し出ることができる期限をあらかじめ受発注者間で設定することも有効であると考えられる。設計図書と実際の現場の状態が一致しない場合や、発注者が行うべき関係者との調整等により着手時期に影響を受けた場合、天災等の不可抗力の影響を受けた場合、資材・労務の需給環境の変化その他の事由により作業不能日数が想定外に増加した場合など、予定された工期で工事を完了することが困難と認められるときには、受発注者双方の協議のうえで、必要に応じて、適切に工期延長を含めた変更契約を締結する。なお、工期変更の理由としては、発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰すことができないものがあり、双方対等な立場で変更理由を明らかにしつつ受発注者で協

議する必要がある。

工期が延長となる場合や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合には、受発注者間で協議を行ったうえで、必要に応じて、必要となる請負代金の額（リース料の延長費用、短期間施工に伴う人件費や施工機械の損料等の掛かり増し経費等）の変更等、変更契約を適切に締結しなければならない。また、受発注者間で契約条件の変更等をした場合には、その結果を適切に元下間の契約に反映させなければならない。

（１０）その他

（１）～（９）に挙げる要素の他に、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 他の工事の開始/終了時期により、当該工事の施工時期や全体工期等に影響が生じる場合は、それらを考慮して工期を設定する。
- ・ 施工時期や施工時間、施工方法等の制限がある場合は、それらを考慮して工期を設定する。
（例）平日の通行量が多い時間帯を避ける必要のある道路補修工事や、ダイヤの多い日中を避ける必要のある鉄道線路工事
- ・ 新築工事においては、受電の時期及び設備の総合試運転調整に必要な期間を考慮し、適切に概成工期を設定することが望ましい。
- ・ 文化財包摂地である場合、文化財の調査に必要な時間について考慮する。
- ・ 受発注者は工期を設定するに当たって、工事の内容や特性等を踏まえ、必要に応じて、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」や国土交通省の「工期設定支援システム」、「直轄土木の適正な工期設定指針（国土交通省大臣官房技術調査課（令和２年３月）」、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方（中央官庁営繕担当課長連絡調整会議 全国営繕主管課長会議（平成３０年２月）」などを適宜参考とする。なお、これらのプログラムやシステム等は適宜更新されることを踏まえ、最新のものを参考とする。
- ・ 公共工事においては発注者が発注時に参考資料として概略工程表を提示し、受注者と工期の設定の考え方を共有する取組が行われているところであり、公共工事、民間工事を問わず、このような工程管理に資する取組にも留意する。
- ・ 各工種の工程の遅れが全体の工期の遅れにつながらないよう、受発注者が常に工程管理のクリティカルパスを認識し、クリティカルパス上の作業の進捗を促進するよう適切に進捗管理を行う必要がある。

等

第3章 工程別に考慮すべき事項

工期は大きく分けて、準備・施工・後片付けの3段階に分けられる。当初契約の締結時や工期の変更に伴う契約変更における工期設定に当たっては、準備段階では資材調達・人材確保等に要する時間、施工段階では工程ごとの特徴や工程ごとの進捗管理等、後片付けでは原形復旧や清掃に必要な時間等を考慮して適正な工期を設定する必要がある。

なお、工事によって内容やその工程は多様であり、以下に列挙する事項が必ずしも全ての工事において考慮すべき事項に該当するとは限らないため、個々の工事の工程や性質に応じて適切に考慮されたい。

(1) 準備

(i) 資機材調達・人材確保

資機材の流通状況を踏まえ、必要に応じて、資材の調達に要する時間（例：コンクリートの試験練りに要する期間、盛土・埋戻材やその他資材の承認を得るために行う各種試験の条件整理・準備・実施・承認に要する期間）や性質（例：コンクリートは、日平均気温によって養生期間が異なる）も考慮した工期を設定する。

なお、資材が発注仕様を満たさない場合や機材調達に制約が生じる場合は工事遅延の要因となる（例：大型クレーン等の特殊機械は、一般に使用期間を変更することが困難であるため、特殊機械の使用期間の変更を極力避ける必要がある）ので、資機材業者と綿密に調整を行うことが必要となる。

<建設資材の調達に時間を要する例>

○高力ボルトについて

平成30年8月以降、建設業関係者等から高力ボルトひっ迫の声があり、同年11月に『第1回高力ボルトの需給動向等に関するアンケート調査』を実施、結果公表。3回にわたる調査の結果、高力ボルトの需給ひっ迫の要因は、実需の増加ではなく、市場の混乱に基づく仮需要の一時的な増加によるものと推定し、需給の安定化に向けた取り組みを実施。平成31年3月の調査では、高力ボルトの納期は6.0～7.8ヵ月となっており、高力ボルトの調達には平時より大幅に長い時間を要した。

また、職種・地域によっては特定の人材が不足する場合があることに考慮し、必要に応じて、人材の確保に要する時間を考慮した工期を設定するとともに、地域外からの労働者確保に係る経費について、元下間で協議する。

<参考>

地震や豪雨災害等の被災地をはじめとする一部の地域においては、交通誘導員の逼迫等に伴い、その確保が困難となり、円滑な施工に支障を来しているとの事態も見受けらる。交通誘導員を必要とする工事では、交通誘導員を確保するために要する時間を考慮する。

交通誘導員の円滑な確保について（総行行第131号 国土入企第2号 平成29年6月8日）
（抄）

1. 交通誘導に係る費用の適切な積算

交通誘導員を含め地域外から労働者を確保する場合や市場価格の高騰が予想される場合等において、これに伴う費用の増加への対応については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付総行行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付国技建第7号）を参考にするとともに、交通誘導員の労務費についても、標準積算と市場価格との間に乖離が想定される場合には、必要に応じて見積を活用するなど適切な対応を図ること。

2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化

工期の設定についても、工事の性格、地域の実情、自然条件、労働者の休日等による不稼働日等を踏まえ、工事施工に必要な日数を確保するよう要請してきたところ、これを徹底するとともに、交通誘導員の確保が困難といった事由等がある場合は、受注者からの工期延長の請求に関して適切な対応を図ること。

3. 関係者間による交通誘導員対策協議会の設置等

交通誘導員の確保対策については、地域ごとに交通誘導員の需給状況や配置要件等が異なっており、地域の実情に応じた検討がなされる必要があるところ、建設工事の受発注者や建設業関係団体のみでなく、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携して対応することが効果的である。

このため、必要に応じ、都道府県単位で関係者協議会を設置すること等により、（1）により交通誘導員の確保に関する対応策等について検討を行い、適切に共通仕様書等への反映を図ること。

また、現行の警備業法（昭和47年法律第117号）等の解釈については、（2）を参照されたい。

(1) 協議会等で想定される検討内容の例

○ 交通誘導員の需給状況の認識共有

- ・ 今後の発注見通しを踏まえた、地域ごとの過不足状況に関するきめ細かな把握

○ 交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策

- ・ 受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理
- ・ 受発注者が交通誘導員や工事用信号機等の保安施設の配置計画を検討する際に留意すべき情報の共有

(2) 警備業法上、警備業者が指定路線¹における交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置する必要がある一方、指定外路線の場合は警備業者の警備員であれば足りる。

また、指定・指定外の路線を問わず、元請建設企業の社員によるいわゆる自家警備は可能である。

なお、警備業法上、同一の施工現場であっても、それぞれの交通誘導警備員の雇用主である警備会社ごとに区域等で分担することにより、警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

交通誘導員の円滑な確保について（補足）（事務連絡 平成29年9月22日）（抄）

1. 本通知の趣旨について

本通知は、被災地等の一部地域において交通誘導員のひっ迫等に伴いその十分な確保が困難となり、公共工事の円滑な施工に支障を来しているとの実態も見受けられたことから、こうした状況を踏まえ、復旧工事をはじめとする公共工事の円滑な施工を確保するために発出したものである。

交通誘導業務を含む建設工事の安全確保については、適切に行われなければ、建設工事に従事する者のみならず、一般の歩行者や車両等の第三者に危害を与える恐れがあることから、交通誘導員の確保対策等を検討するに当たっては、安全の確保の重要性について十分に留意されたい。

2. 本通知3（1）について

本通知3（1）中、交通誘導員対策協議会等で想定される検討内容の例として「交通誘導員の需給状況の認識共有」を挙げているが、これには、本通知の「1. 交通誘導に係る費用の適切な積算」や「2. 適切な工期設定や施工時期等の平準化」等に関して、協議会等において必要な情報共有や検討を行うことも含まれるものである。

また、交通誘導員の不足が顕在化又は懸念される場合の対策の例の一つとして挙げている「受注者がいわゆる自家警備を行う場合の条件整理」については、地域の実情に応じて検討されるものではあるが、警備業者が交通誘導員不足により交通誘導警備業務を受注することができない場合であって工事の安全上支障がない場合に限るなどといった、やむを得ない場合における安全性を確保した運用を想定しているところである。

いわゆる自家警備の配置を検討する場合には、警備業者やその関係団体、警察当局等とも連携のうえで、交通誘導業務を含む建設工事の安全が十分に確保されるよう、現場条件や資格要件等の配置条件の整理を行われたい。

3. 本通知3（2）について

本通知3（2）中、いわゆる自家警備について警備業法等の解釈を示した箇所については、協議会等において条件整理を検討する際、解釈に疑義が生じないよう確認的に示したものであり、2. で述べたとおり、いわゆる自家警備を奨励する趣旨のものではないことに十分留意されたい。

（ii）資機材の管理や周辺設備

特に民間工事においては、工事に必要な資機材の保管場所や作業場所の条件等、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 工事用資機材の保管及び仮置き場所として、発注者からのヤード提供がない場合や、提供されたヤードが不十分な場合、支給材料及び貸与品がある場合は、その場所の設置や物品の引き渡し等に要する期間
- ・ 現場事務所の設置、駐車場の確保、宿泊施設の手配等に要する時間
- ・ 資機材の搬入口や工事用道路の通行制限等による作業効率の低下、狭隘な施工場所における割り当て人員・チームの制限
- ・ 仮設道路・進入路の整備、敷地造成、電力設備、給排水設備、濁水処理設備、給気設備等の整備に要する期間

（iii）その他

資機材や人員の確保、周辺設備の他に、以下の事項を考慮した工期を設定する。

- ・ 現地の条件を踏まえた詳細な施工計画の作成に要する時間
- ・ 工事着手前に試掘調査、土質調査を実施し、当該調査結果を踏まえ、工種や工事数量を決定し、設計図書を照査するため、調査及び照査に要する時間
- ・ 工事着手前に要する、家屋調査・家屋保証協議及び埋設物管理者との調整時間
- ・ 設計時の条件と現地の状況が大きく異なる場合、仮設計画（搬入、揚重計画等）の変更に要する時間
- ・ 既存建物の解体跡地ですぐに建替えをする場合、地盤の補強等に要する時間
- ・ 当該工事で適用される環境法令の調査に要する時間
- ・ 任意仮設の場合や、指定仮設においても設計照査の結果、契約時の仮設計画の変更が必要となる場合、仮設計画や施工機械（山留、基礎、栈橋等）の検討・調達に要する時間
- ・ 事前に行う試験に要する時間（試験杭の施工・載荷試験、地耐力調査、盛立試験、試験緊張、施工の実物大モックアップ、材料試験、試験練り、工場検査等）

（２）施工

施工段階の各工程において考慮すべき事項を以下に記載する。

なお、施工中に工種が変わる際に、労働力や資機材等の確保のために準備期間が必要になるなど、施工中の準備期間に要する時間も必要に応じて考慮して工期を設定する。

（ｉ）基礎工事

✓ 杭

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鉄筋籠の搬入にも工法・工期が影響される
- ・ ボーリングデータが少ない場合に想定外の支持層の変化により、杭の長さ変更が発生し、材料の納期が間に合わないことが発生
- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 山留

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工

法・工期が影響される

- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 根切

- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要

✓ 切梁・構台

- ・ 建物構造や土質だけでなく、大型工事機械の搬入出、鋼材の搬入にも工法・工期が影響される

✓ 掘削土の搬出

- ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限られる

(ii) 土工事

土工事においては特に雨天時の影響が大きく、雨天中の作業中止期間及び、降雨後の対策工に要する時間を適切に見込む必要がある。このほか、以下の事項を考慮して工期を設定する。

✓ 地山掘削

- ・ 想定外の土質・土壌汚染・地下水・地中障害物（設計図や土地調査に記載されていない杭・山留・配管配線等）が発見された場合は、調査・工法検討・見積作成・発注者承認・官庁許可申請等が必要。特に埋蔵文化財や不発弾が発見された場合は、所轄官庁等による処理が必要であり、大幅に工事が遅延
- ・ 掘削土の運搬先までの往復時間、運搬先での待機時間、運搬先の受入れ可能時間等により、1日当たり搬出できる車両台数が限定
- ・ 掘削土を場外搬出する場合には、一般に掘削土の土質調査等を事前に行い、搬出先の許可が必要

✓ 盛土工事

- ・ 盛土工事においては、盛土材料の仕様、支給材の有無、1日当たりの供給

可能量、配置・調達可能な機械の仕様・台数等により、1日の施工数量に限りがあるので、適切に工程への反映が必要

- ・ 盛土材料の粒度調整に要する時間

(iii) 躯体工事

✓ 構法

- ・ 構法は、建物用途や規模、構造などから決定されるが、躯体工等の施工要員や製造時期等で判断する場合もあるため、鳶工、鉄筋工、型枠大工等の確保状況、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数等も考慮する
- ・ 躯体工不足に伴う鉄骨への変更、鉄骨製作者の業務状況によりRC造に変更する際に要する時間

✓ 鉄骨

- ・ 鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間

✓ 柱・外壁

- ・ 想定外装を海外購買した際、天候による船便の遅れや現地の労務環境の変化による製作期間の遅れが生じる場合がある

✓ 各部材の継手の仕様

- ・ 特に鉄筋の継手に圧接を用いる場合、熟練者の減少により、工程が影響を受ける場合があるので留意が必要

✓ コンクリート打設計画における適切な打設ロットの設定

- ・ 打設ロットの設定に際しては、近隣の生コンプラントの出荷能力、一日の打設可能時間、施工ヤードの面積・形状等の考慮が必要

✓ 養生期間

- ・ 打設する躯体の形状、部材、時期、天候、気温、養生方法によって適切な養生期間が異なる

✓ その他

- ・ 屋上工作物の有無、超高層や大空間といった建物の特殊性についても考慮が必要

(iv) シールド工事

- ✓ シールドマシンの製作時間
 - ・ 条件の整理、仕様検討等、製作開始前の事前検討に要する時間
- ✓ 先行作業
 - ・ セグメントの製作に先立ち、製作図の作成・承認、型枠の設計・製作、工場の承認、仮置場所の整備・確保に要する時間。特に仮置場所については、セグメントの仮置計画に従って地耐力の確認を行い、必要に応じて地盤改良等の対策を行うために要する時間
- ✓ 組立
 - ・ 大口径シールド工事においては、シールド機組立に際して、大型クレーンを長期間確保するために要する時間

(v) 設備工事

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画
- ✓ 総合図をはじめとする他工事との調整・合意期間
- ✓ 前工事との関係による設備工事着手可能日
- ✓ 受電日以降の設備の総合試運転調整に必要な期間

(vi) 機器製作期間・搬入時期

- ・ 特に大型機器の製作や搬入に要する時間
 - (例) 発電機のオイルタンクは建設工事の外構工事に組み込まないと工程のしわ寄せにつながる

(vii) 仕上工事

- ✓ 外部仕上
 - ・ 接着剤安定のための、いわゆる「平面目あらし」
 - ・ 季節ごとの気象条件を加味する必要
 - ・ 当初設定仕様（色、部材）の未確定又は着手後の変更
- ✓ 内部仕上
 - ・ 外部設置器具を除く設備工事（壁内配管、配線等）等の未完全終了

- ・ 内部であっても季節ごとの気象状況を加味する必要
- ・ 当初設定仕様（色・部材）等の未決定又は着手後変更

- ✓ 部屋数・階数・用途
 - ・ 部屋の間取り、用途の未決定又は変更
 - ・ 内装備品等の未決定

- ✓ 検査・内覧会日数

- ✓ 階高・天井高さに応じた足場計画

- ✓ 荷揚げ設備による制約（クレーン、エレベーター、リフト、構台）や
サッシ・建具の取り付けの遅れ

- ✓ 制作・準備期間
 - ・ 工場加工生産資材の発注から搬入までの期間
 - ・ 前工程から工事を引き継いだ後、仕上げ各工程に入るまでに、前工程に対する相当の養生期間（施工面の乾燥具合、清掃状況等）が必要

[タイル・れんが・ブロック工事]

- ・ 前工程における養生期間（タイル下地面、モルタル張り等）を十分に確保しなければ品質に影響を及ぼすため、前工程から養生期間を含めた工期設定が必要。施工段階においては、季節や工期中の天候によっては接着力や塗料・接着剤等の乾燥に影響を与えるため、施工の中止や、塗料、接着剤等の乾燥に必要な時間が異なる

[塗装工事]

- ・ 雨天時の湿度の影響や冬季における塗料の乾燥に要する時間

[とび・土工工事]

- ・ クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建設現場組立解体作業に要する時間

(viii) 前面及び周辺道路条件の影響

現場前面道路及び主要道路から現場までの道路条件（幅員、重量制限、通行方向、通学路、商店街、進入時間制限、通行台数制限）、前面歩道の切り下

げ・補強（寒冷地ではロードヒーティング設置で切り下げ条件が異なる）、バス停、街路樹等により、工事の車両進入に制限があると、工事の作業効率が低下するので、事前現地調査、道路管理者・警察との事前協議が必要である。

（ix）その他

上記（i）～（viii）以外にも、以下の事項を考慮して工期を設定する。

- ・ 全体の工期のしわ寄せが仕上工事や設備工事などの後工程に生じないように、特に民間工事においては、受注者が各工程で適切に進捗管理をする必要がある。また、もの決め（施工図・製作図・仕様の決定）の遅延は、労務及び工場製作の工程管理に多大な影響を及ぼすことがあるので、十分な注意が必要である。なお、工程の遅れが工期全体に影響を与える場合には、その原因を明らかにしつつ、第2章（9）工期変更に基づいて対応が必要
- ・ 建設発生土の処理や運搬に要する時間、建設発生土受入地の要件に対する試験を行う期間、及び建設発生土受入地の受入可能時間
- ・ 建設副産物の現場内再利用及び減量化に要する時間や、建設廃棄物等の処理等に要する時間
- ・ アスベスト対応（届出・前処理・除去作業・事後処理）に要する時間
- ・ 解体工事・改修工事等においては、対象建物が使用されているため事前調査が不十分な場合があり、その追加調査・申請等の期間が必要となる可能性あり
- ・ 本工事着手前に要する周辺家屋の事前調査の時間、及び本工事完了後に要する周辺家屋の事後調査の時間
- ・ ケーソン工事における刃口下地耐力試験に要する期間
- ・ ダム工事における試験湛水期間

（3）後片付け

施工終了後においても、以下に記載する作業が生じることを考慮し、工期を設定する。

【参考】国土交通省発注の土木工事においては、20 日間を最低限必要な「後片付け期間」とし、工事規模や地域の状況に応じて期間を設定。

（i）完了検査

完了検査（自主・消防・官公庁・建築確認審査機関・発注者・当該目的物を利用する者等）に要する時間の確保が必須である。特に、建物の規模や季

節（年末年始）により、第三者検査は、相当の期間を見込んでおかなければならない。

（ii）引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間

工事完了後、竣工検査・引き渡し前の後片付け、清掃は、受注者（施工者）の責務で、指摘事項の是正・手直し等も含め相当の期間が必要である。また、施工後の初期点検等に要する時間も考慮する。

（iii）原形復旧条件

特に施工ヤードに農地や宅地等第三者の所有する土地を借地した場合は、埋戻し・敷均し・復旧に加え、原形復旧までの期間を要する点に考慮する（※）。また、工事施工に支障となる埋設物、架空線の切り回しを行った場合には、復旧が必要となるので、相当期間を考慮するほか、施工に際して既設道路を仮復旧とした場合には、竣工前に本復旧範囲を道路管理者に確認したうえで、本復旧の施工を行う期間を考慮する。

（※）施工と並行して実施する場合もある。

【参考】国土交通省直轄工事における準備・後片付け期間について

準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30～40 日	40 日	15～30 日	20日
河川・道路構造物工事	30～50 日	40 日	15～30 日	
海岸工事	30～40 日	40 日	15～30 日	
道路改良工事	30～50 日	40 日	15～20 日	
共同溝等工事	30～70 日	80 日	15～20 日	
トンネル工事	30～90 日	80 日	15～30 日	
砂防・地すべり等工事	15～40 日	30 日	15～30 日	
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

第4章 分野別に考慮すべき事項

民間発注工事の大きな割合を占める住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野については、以下の事項を考慮し、業種に応じた工事特性等を理解のうえ受発注者及び元下間において適切に協議・合意のうえ、適正な工期を設定する。

(1) 住宅・不動産分野

住宅やオフィスビルなどの不動産開発においては、工事請負契約を締結するに当たって、受注者が、発注者の希望等に配慮しつつ適正な工期を提案し、それを発注者が確認し、双方合意するのが一般的である。

マンション工事においては就学時期等の居住者の事情、商業施設の工事においてはテナントの意向など、当該目的物を利用する者等の視点が重要であり、それを基に完成時期が設定される。また、再開発工事においては、まちづくりの方針への配慮や関係者との調整が必要となる。各工事においては、その完成時期を見据えて、施工段階における適正な工期が確保できるように、事業計画段階から、契約日・工事着手の目途を設定することが必要である。

なお、災害や不可抗力等により、引渡日の変更があり得ることを売買・賃貸借契約時に当該目的物を利用する者等に説明する。適正な工期が設定されている中で、災害や不可抗力等により現実に工程の遅延が生じ、建設労働者の違法な長時間労働を前提とする工程を設定しなければ遅れを取り戻すことが不可能な場合には、当該目的物を利用する者等に引渡日の変更について理解を求める。

(i) 新築工事

- ✓ 発注者が定める販売時期や供用開始時期
 - ・ 新築住宅：一般向けの先行販売時期
 - ・ 建替住宅：居住者の引越し希望時期（仮住まいの発生）
 - ・ 賃貸物件：新年度前の2月竣工希望が多数

(ii) 改修工事

- ✓ 施工不可能な日程及び時間帯等の施工条件と作業効率を考慮

(iii) 再開発事業

- ✓ 保留床の処分時期
- ✓ 既存店舗の仮移転等に伴う補償期間

(2) 鉄道分野

鉄道工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

(i) 新線建設や連続立体交差事業等の工事

- ✓ 新線の開業時期、都市計画事業の認可期間

(ii) 線路や駅等の改良工事

- ✓ 列車の運行時間帯の回避
 - ・ 線路に近接した工事：列車間合での短時間施工
 - ・ 軌道や電気等の工事：深夜早朝（最終列車後）での線路閉鎖（※）・き電停止を伴う施工
（※）工事等に伴う列車進入防止のための手続。
 - ✓ 列車の遅延等に伴う作業中止/中断
 - ✓ 長大列車間合の設定に伴う鉄道営業への影響（列車の削減等）
 - ✓ 線路閉鎖区間における軌道や電気等の複数工種の工事の輻輳
 - ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限
 - ✓ 駅構内工事における旅客への安全配慮
 - ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等における作業規制
- (iii) 線路や構造物等の保守工事
- ✓ 異常時対応や緊急工事を含めた通年対応（現場閉所の困難性）
 - ✓ 日々の施工箇所の変動に伴う制約（保守間合の変動、立入や資機材搬入箇所の変動、資機材仮置の困難性等）
 - ✓ 日々の施工終了後での安全確認と即供用の必要性
 - ✓ 酷暑期における軌道作業の一部制限（再掲）
 - ✓ 年末年始やゴールデンウィーク、夏休み等、多客期や、ダイヤ改正日等に

おける作業規制（再掲）

（３）電力分野

発電設備、送電設備において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

（ⅰ）発電設備

発電設備の工事では、電気機械設備の使用開始日（発電開始日）をターゲットとして、以下の事項等を考慮のうえ、土木・建築工事も含めた全体工事の工程を設定する。

- ✓ 工事進捗に応じた各設備間の引き渡し時期
- ✓ 河川工事においては、非出水期での施工
- ✓ 環境面を配慮した施工

（ⅱ）送電設備

送電線工事では、新規需要家の供給希望日や発電事業者の連系希望日、並びに既設送電線の停電可能時期などから設備の使用開始日を設定し、以下の事項等を考慮のうえ、全体工事の工程を設定する。

- ✓ 現場に応じた物資の輸送計画
- ✓ 天候による作業工程の変更要素
- ✓ 線路停止作業日程
- ✓ 鉄塔/電線での特殊作業員の確保人数

（４）ガス分野

ガス製造・供給施設の工事において、工期の見積り・設定するに当たっては、以下の事項を考慮する。

（ⅰ）新設工事

- ✓ ガス製造施設
 - ・ 機械設備の据付時期を中心とした工程の組み立て
 - ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
- ✓ ガス供給施設
 - ・ 新規需要家のガス供給開始の希望時期

- ・ 上下水、電力、通信など、他企業との管路の地下埋設時期や工程の調整

(ii) 改修工事

- ✓ ガス製造施設
 - ・ 冬のガス高需要期間での施工回避
 - ・ 既存の製造設備等への配管やつなぎ込み
 - ・ L N G 船受入等の基地運用上の制約条件
- ✓ ガス供給施設
 - ・ 道路掘削等が必要な場合の道路占用が可能な期間
 - ・ 経年導管の中長期的な入替計画

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について（別紙参照）

建設業の働き方改革や生産性向上を進めるに当たっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例を参考にして、様々な創意工夫を行っていくことも必要である。

国土交通省では、平成30年度に、業界団体等の協力のもと、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野における、『週休2日達成に向けた取組の好事例集』を作成した。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

本事例集においては、工事の種類や規模、施工条件、週休2日に向けた取組目標や取組内容（受発注者双方の取組）、取組の利点、留意すべき課題について調査しているほか、令和元年度は上記4分野についての取組を拡充するとともに、工場、病院工事における取組について新たに調査を実施した。

働き方改革や生産性向上に向けた取組として、完成済・施工中の4週6～8休/閉所工事において、受発注者双方が働き方改革・生産性向上に向けて取り組んでいる、働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを別紙に優良事例として整理したので、こうした取組を参考にしつつ、適正な工期設定等に向けて様々な取組が行われることが期待される。なお、工事の規模・特性に照らし、必ずしも全ての工事に当てはまる訳ではないことに留意されたい。

第6章 その他

本基準は建設業法に基づく中央建設業審議会において作成・勧告されるものであり、発注者、受注者、元請負人、下請負人を問わず、本基準を踏まえて適正な工期を設定することで、建設業の担い手が働きやすい環境を作っていくことが重要である。また、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、許可行政庁は勧告できることとされている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、建設業界においては、建設現場の「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要であるが、必要な対策によっては工期に影響を与える場合もありうることに留意しなければならない。

本章では、これらを踏まえ、本基準を運用するうえで考慮すべき事項などをとりまとめている。

(1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応

建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける駆け込みホットラインが各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約が、本基準等を踏まえて著しく短い工期に該当すると考えられる場合には、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず、適宜相談することが可能である。

なお、著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することが可能である。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定

令和2年5月、すべての都道府県で緊急事態宣言が解除され、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まった。他方、緊急事態解除宣言は、一つの通過点であり、今後の感染症拡大防止に向け、建設業界においては、引き続き「三つの密」対策等を徹底して講じていくことが必要である。

国土交通省では、「三つの密」回避やその影響を緩和するための対策の徹底のため、令和2年5月14日にガイドラインを作成・周知したところであり、建設現場では、朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等において、他の作業員とできる限り2メートルを目

安に一定の距離を保つ、入退場時間をずらす等、「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところである。

- (例) ・狭い場所や居室の作業では、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
- ・大部屋の作業においてあらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
 - ・十分な広さの作業員宿舍の確保
 - ・休憩・休息スペースに設置するパーテーション

こうした施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の取組を実践するに当たっては、入室制限に伴う作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工期の延長、作業場や事務所の拡張・移転、消毒液の購入、パーテーションの設置等に伴う経費増等が見込まれることから、あらかじめ請負代金の額に必要な経費を盛り込むほか、受発注者間及び元下間において協議を行ったうえで、必要に応じて適切な変更契約を締結することが必要である。特に、「三つの密」回避に向けた取組の中で、前工程で工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、元下間で協議・合意のうえ、必要に応じて工期の延長を実施する。

また、サプライチェーンの分断等による資機材の納入遅れ、感染者又は感染疑い者の発生等による現場の閉鎖、現場必要人員の不足等により工期の遅れが生じた場合や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下において、特定警戒都道府県より労務調達を要する場合は、当該労務者の健康状態にかかる経過観察期間を要するため、受発注者間及び元下間において協議を行ったうえで、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要である。

(3) 基準の見直し

今後、本基準の運用状況を注視するとともに、本基準の運用状況等を踏まえて必要がある場合は、適宜、見直し等の措置を講ずる。また、今後の長時間労働の是正に向けた取組や、i-Construction(※)などの生産性向上に向けた技術開発、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた安全衛生の取組などの状況については、本基準の見直しの際に適宜検討し、必要に応じて本基準に盛り込んでいくことが必要である。

- (※)「ICTの全面的な活用(ICT土工)」等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産システム全体の生産性向上を図り、もって魅力ある建設現場を目指す取組

建 業 第 169 号
令和 2 年 9 月 30 日

各市町長 様
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部建設支援局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について (通知)

このことについて、別添通知(令和2年9月30日付け国不建第174号)のとおり、建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年国土交通省令第171号)が10月1日から施行されます。また、これに伴い関係告示が令和2年9月30日に公布されるとともに、関係ガイドラインについても改正がありました。

貴職におかれましては、政令等の施行内容について十分留意の上、事務処理等に遺漏のないようお願いします。

(参考) 関係告示及び改正されるガイドラインは、静岡県公式ホームページ「建設業のひろば」からダウンロードできます。

担 当 建設業課 許可班・指導契約班
電話番号 054-221-2507・3057



各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が令和元年 6 月 5 日に成立、同月 12 日に公布され、一部の規定を除き令和 2 年 10 月 1 日から施行されます（※技術検定制度の見直し（建設業法第 2 7 条関係）のみ令和 3 年 4 月 1 日から施行。）。これに伴い、建設業法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 171 号）が令和 2 年 5 月 20 日に公布、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和 2 年国土交通省令第 69 号）が同年 8 月 28 日に公布されたところです。

また、建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示（令和 2 年国土交通省告示第 1057 号）等の関係告示が令和 2 年 9 月 30 日に公布されるとともに、関係ガイドラインについて改正を行いましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

（1）著しく短い工期の禁止（令第 5 条の 8 関係）

建設工事の注文者に対して、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、これに違反した注文者に対して、国土交通大臣等は、必要があると認められるときは、勧告をすることができることとされ、勧告に従わなかったときは、その旨を公表できることとされたところ、勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限について、政令で定める額は、500 万円（建築一式工事にあつては 1,500 万円）とした。

(2) 監理技術者の専任義務の緩和（令第 28 条及び第 29 条関係）

工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者として、当該建設工事に関し監理技術者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこととされたところ、監理技術者に準ずる者として政令で定める者としては、今回創設する 1 級技士補等とした。また、監理技術者の職務を補佐する者を置いた場合に、監理技術者が兼任できる工事現場の数は 2 とした。

(3) 下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について（令第 30 条関係）

専門工事のうち、施工技術が画一的である等として政令で定めるもの（以下「特定専門工事」という。）については、元請の主任技術者が、下請の主任技術者が行うべき施工管理を併せて行うことができることとされたところ、特定専門工事は、下請代金の合計額が 3,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事とした。

2. 建設業法施行規則の主な改正内容について

(1) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について（規則第 3 条及び第 7 条関係）

建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することを許可要件としたところ、今般、経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は、①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとした。

(2) 許可を受けた地位の承継（規則第 13 条の 2 及び第 13 条の 3 関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には、建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされたところ、規則において、

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、譲渡及び譲受け／合併／分割の許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、また、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、

当該建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとされたところ、規則において、認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。

(3) 工期に影響を及ぼす事象に関する情報の提供について(規則第13条の11関係)

建設工事の注文者は、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならないこととされたところ、国土交通省令で定める事象は以下の事象とした。

- 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

(4) 施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行う事項について、以下の事項を追加することとした。

- 監理技術者を補佐する者について、氏名及び保有資格
- 当該建設工事の従事者に関する事項(氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等)

(5) 施工体制台帳の電子的な取扱いについて(規則第14条の2及び第14条の4関係)

施工体制台帳の添付書類のうち、契約書及び下請契約書の写しについては、書面により契約を締結した場合であっても、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。また、監理技術者及び主任技術者がその資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面や、監理技術者を補佐する者又は専門技術者(※)を配置する場合にその者が主任技術者資格を有することを示す書面及び恒常的な雇用関係を示す書面について、電子的措置による添付に代えることを認めることとした。

(※) 土木工事業者又は建築工事業者が、当該土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、当該一式工事以外の建設工事を施工する際に、当該工事の技術上の管理を行わせるために設置する者

(6) 施工体系図の記載事項について(規則第14条の6関係)

施工体系図の記載事項としてそれぞれの下請負人に関する以下の事項を追加することとした。

- 代表者の氏名、特定専門工事の該当の有無、当該下請負人が受けた建設業の許可の番号、受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別

(7) 監理技術者講習の有効期間の起算点の見直しについて(規則第 17 条の 14 関係)

工事現場に専任で置かなければならない監理技術者は、専任の期間中のいずれの日においても、その日の前 5 年以内に行われた監理技術者講習を受講していなければならないこととされていたが、監理技術者講習の有効期間の起算点を見直し、講習を受けた日の属する年の翌年の 1 月 1 日から 5 年以内に監理技術者講習を受講していなければならないこととした。

(8) 経営事項審査の評価項目の追加(規則第 18 条の 3 関係)

「建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない」(法第 25 条の 27 第 2 項)とされたことを踏まえ、経営事項審査において評価する事項として、「建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況」を追加した。

(9) 経営事項審査の評価項目のうち「建設業の経理に関する状況」の見直し(規則第 18 条の 3 関係)

経営事項審査において評価する事項のうち「建設業の経理に関する状況」の評価項目を見直し、以下の者による建設業の経理が適正に行われたことの確認の有無を評価することとした。

- 公認会計士又は税理士のうち国土交通大臣が定める講習を受講した者
- 登録経理試験に過去 5 年以内に合格した者及び登録経理試験に合格し、過去 5 年以内に登録経理講習を受講した者
- 上記と同等以上の建設業の経理に関する業務を遂行する能力を有すると認められるもの

(10) 登録経理講習実施機関の創設について(規則第 18 条の 23 から第 19 条まで関係)

登録経理講習を実施する機関に関する登録制度の規定を整備した。登録は登録経理講習事務を行おうとする者の申請により行うこととし、登録の要件のすべてに適合しているときは、国土交通大臣はその登録を行わなければならないこととした。

(11) 帳簿の添付資料の電子化について(規則第 26 条関係)

法第 40 条の 3 の規定により保存する必要がある帳簿本体及び営業に関する図書に添付すべき書類について、書面による契約の場合であっても当該契約書の写しを電子的な方法により保存することを認めることとともに、現行で電子的な保存が認められていない以下の 2 つについても電子的な措置による保存を認めることとした。

- 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る、支払った額及び支払った年月日及び支払い手段を証する書面又はその写し
- 施工体制台帳中、監理技術者や下請負人の氏名等に関する事項を記載した部分

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 監理技術者を補佐する者について（令第 28 条関係）

令第 28 条第 1 号の「監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件に該当する者」について、一級の第一次検定に合格した者又は法第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者の要件を満たす者）とする。

(2) 公認会計士又は税理士について、建設業の経理に必要な知識を習得させるものとして国土交通大臣が指定する研修等について（規則第 18 条の 3 関係）

「建設業の経理に関する状況」において加対象となる事項は、公認会計士又は税理士であって、規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イの規定により国土交通大臣が指定する研修を受講した者としたところ、国土交通大臣が指定する研修を以下のとおり規定することとする。

- ①：公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 28 条の規定による研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者
- ②：税理士であって、所属税理士会において税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るための研修として認められる研修を、経営事項審査を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

(3) 規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者について（規則第 18 条の 3 関係）

規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者として、以下の者を規定することとする。

- ①：平成 28 年度以前に一級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間に限る。）
- ②：平成 28 年度以前に二級登録経理試験に合格した者（令和 5 年 3 月までの間

に限る。)

- ③：一級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ④：二級登録経理試験に合格した者の知識の向上を目的として一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を5年以内に受講した者
- ⑤：公認会計士又は税理士であって、これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しないもの

4. 建設業許可事務ガイドラインの主な改正内容について

(1) 許可申請書及び添付書類の取扱いについて

規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができることとする。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での業務経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱うものとする。

(2) 経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて

- これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として等しく取り扱うこととする。
- 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請負人への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、自らが所属している建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。
- 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお、役員等に次ぐ職制上の地位にあるかの判断は、提出された組織図などを確認することで行う。

(3) 事業承継について

- 「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許

可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することをいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第 45 条から第 55 条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

- 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第 7 条及び第 8 条、特定建設業の許可の承継については第 8 条及び第 15 条によるため、本ガイドラインの第 7 条関係及び第 8 条関係又は第 8 条関係及び第 15 条関係の記載と原則同様に取り扱うものとする。

5. 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の主な改正内容について

(1) 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分について

不正行為等を行った建設業者（以下「行為者」という。）が、不正行為等の後に法第 17 条の 2 の規定による建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割を行った場合又は法第 17 条の 3 の規定による相続をした場合は、行為者の建設業者としての地位を承継した建設業者（以下「承継者」という。）に対して監督処分を行うこととする。

また、行為者の営業を同法第 17 条の 2 又は同法第 17 条の 3 の規定によらずに承継した場合であっても、承継者の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるときは、行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行い、行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行うこととする。

(2) 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした下請契約を締結した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

6. 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 及び発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの主な改正内容について

(1) 著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

法第 19 条の 5 において、「注文者は、その建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」こととされたことを踏まえ、新たに「著しく短い工期の禁止」に関する項目を設け、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」の判断材料や判断の

視点について記載した。また、当初契約後、工期変更の契約締結を行う際、当該変更後の工期が「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」となった場合も、法第 19 条の 5 違反に該当することについて併せて記載した。

(2) 請負代金を手形で支払う場合の留意事項（法第 24 条の 3 第 2 項関係）

発注者から受注者への支払方法は、元請下請間の支払に実質的に影響を与えかねないため、法第 24 条の 3 第 2 項において、「元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」ととされたことを踏まえ、新たに「請負代金を手形で支払う場合の留意事項」に関する項目を設け、発注者から受注者への支払いに際しても、できる限り現金によることが望ましい旨を記載した。

7. 監理技術者制度運用マニュアルの主な改正内容等について

(1) 特例監理技術者を配置した場合の留意事項について

監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、特例監理技術者（※）に求められる責務は従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担っている旨を明確化した。なお、特例監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められる。

また、特例監理技術者が兼任できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び工事体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請負人としての職務が適正に遂行できる範囲とし、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい旨を明確化した。また、公共工事の発注者等は特定監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。

加えて、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当な場合、特例監理技術者の変更を指示する可能性があることについて記載した。

（※）法第 26 条第 3 項ただし書により、監理技術者の職務を補佐する者として工事現場に専任で配置した場合に兼務が認められる監理技術者

(2) 特定専門工事を適用した場合の留意事項について

特定専門工事（※）の元請等が配置する主任技術者の要件の一つである「指導監督の実務経験」について、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請負人等に対して工事の技術面を総合的に指導、監督した経験が対象となる旨明確化した。また、特定専門工事の元請等の主任技術者が当該下請負人に対し行う指示は、技術上の指導・監督に関する内容であり、当該下請負人の事業主や現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われるよう留意する必要がある。

ある旨を明確化した。

(※) 法第 26 条の 3 第 2 項により、一定の条件の下、元請負人に主任技術者を配置した場合、下請負人に主任技術者の配置を要しない工事

以上

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法第 26 条の 4 第 1 項に規定する監理技術者を補佐する者として、建設工事の種類に応じ国土交通大臣が定める要件を定める告示等（官報）
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - （本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）

建業第 313 号の 4
建技第 531 号の 3
令和 3 年 2 月 25 日

政令市を除く各市町長 様
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について（通知）

このことについて、令和 3 年 2 月 19 日付け国不入企第 34 号により、国土交通省不動産・建設経済局長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、この通知の趣旨を踏まえ、新労務単価の早期活用やインフレスライド条項の適用など、技能労働者への適切な賃金水準の確保について御配慮願います。

なお、「令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和 3 年度設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置について、県は下記のとおり取り扱うこととしたので、参考を送付します。

また、賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用については、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」（平成 27 年 2 月 17 日付け建業第 220 号の 3、建技第 427 号の 3）により県の取扱いを参考送付したところですが、当該通知を引き続き適用することといたしましたので、参考にお知らせします。

記

「令和 3 年 3 月から適用する静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）等について（令和 3 年 2 月 25 日付け建技第 521 号）」により、令和 3 年 3 月 1 日以降に設計積算するものから新労務単価、業務委託等技術者単価を適用することとしたが、これに伴い、次のとおり特例措置を定める。

1 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、工事及び委託業務の受注者は、下記2の取扱いに基づき、「静岡県建設工事請負契約約款」第52条及び「静岡県業務委託契約約款」第51条の規定に基づく請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとする。

2 具体的な取扱い

令和3年3月1日以降に契約を締結する工事及び委託業務のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、受注者の請求に基づき、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k ：当初契約の落札率

3 特例措置の運用

別紙1及び別紙2のとおり

4 その他

落札者決定通知後の工事及び委託業務にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事及び委託業務にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
建設支援局建設技術企画課技術調査班
電話番号 054-221-3059
054-221-2131

国不入企第 3 4 号
令和 3 年 2 月 1 9 日

各都道府県知事 殿
(市町村担当課、契約担当課扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの 8 度にわたる公共工事設計労務単価の上昇(平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 2 月、平成 29 年 3 月、平成 30 年 3 月、平成 31 年 3 月及び令和 2 年 3 月)に際し、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(令和 2 年 2 月 14 日付け国土入企第 50 号等)を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体 4 団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに令和元年 6 月には、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の改正が行われ、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわた

る公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金による請負契約の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されたところです。

政府からも経済界に対して、賃金の継続的な引上げに向けた取組が要請されているところであり、これらの取組によって、技能労働者の賃金は令和元年までの 7 年間で約 18% 上昇し、他産業と比較しても高い伸び率を示しているものの、依然として製造業の水準には達していない状況です。

本日、国土交通省が令和 3 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた特別措置を実施したこともあり、令和 2 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べ、全国平均で 1.2%、被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では 0.6% の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 53.5%、被災 3 県の平均では 69.8% の上昇（全職種単価の単純平均の伸び率）となります。

公共工事設計労務単価は、毎年実施する公共事業労務費調査において、公共工事に従事する技能労働者に実際支払われている賃金実態を把握し、適切な単価の設定を行っておりますが、昨年 10 月に実施した同調査では、一部の単価が前年を下回っていました。この点については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、一時的に賃金支払いが抑制されている可能性が懸念されることから、このたびの新労務単価においては、前年度を下回った単価について、昨年度単価に据え置く特別措置を実施しております。

技能労働者の確保・育成のためには、今後とも、賃金を引き上げることが重要であります。賃金の引上げが公共工事設計労務単価等の上昇を通じて、適正利潤の確保、更なる賃金の引上げにつながるという好循環が継続されるよう、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、今般の新労務単価には特別措置が実施されていることに十分留意し、新労務単価の水準等を踏まえた適切な請負代金による契約と、技能労働者の賃金水準の更なる改善が図られるよう努めていただくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、各地方公共団体におかれては、新労務単価の早期活用はもとより、ダンピング対策の強化など、下記の措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、環境整備に万全を期すようお願いいたします。

なお、別添 1 を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

1．新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号において、発注者は、公共工事等を実施する者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場における労務の取引価格等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、予定価格の積算に当たっては、新労務単価の速やかな活用に努めること。

なお国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結するゼロ債務負担行為（契約初年度に支出を要さない債務負担行為をいう。）を含めた令和 2 年度第 3 次補正予算による発注工事等についても前倒しで適用できることとし、公共事業の円滑な施工に万全を期すとともに、施工時期の平準化を進めることとしているため、参考にされたい。

2．インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の決定を受け、別添 2 のとおり、令和 3 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

令和 3 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号）の記 1．（ 1 ）及び 2．から 8．まで（ 4．（ 3 ）を除く。）の規定を準用する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めること。

３．法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等について

公共工事品質確保法第７条第１項第１号において、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者の責務として規定されており、新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険へ加入するために必要な社会保険料の本人負担分が勘案されているほか、国土交通省直轄工事においては、平成２４年４月に行われた現場管理費率の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

また、公共工事品質確保法第７条第１項第１号において、発注者の責務として、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが規定されたことを踏まえ、国土交通省では、令和２年２月に現場管理費率の見直しを行うとともに、令和２年６月より、法定外の労災保険の付保を受注要件としたところである。

これらのことに留意し、貴団体発注工事においても、法定福利費（社会保険料の事業主負担分及び本人負担分）や法定外の労災保険の保険料等が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

また、受注者と下請業者との間でも、法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用や請負代金内訳書における法定福利費の内訳明示等、法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、受注者に対して、法定福利費の適切な支払いや支払状況の確認、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを行うよう指導すること。

加えて、入札契約適正化法等に基づく実施状況調査（令和元年１１月１日時点）によると、下請業者も含めて社会保険加入業者に限定する取組を行っている地方公共団体の数は増加しているが、一方で、多くの地方公共団体においてこうした取組が未だ実施されていない状況であるため、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定。令和元年１０月１８日最終変更。以下「適正化指針」という。）において、下請業者も含めて社会保険未加入業者の公共工事からの排除を図ることが規定さ

れていることや、「建設業における社会保険等未加入対策について」(平成 28 年 6 月 16 日付け総行行第 123 号、国土入企第 6 号)等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、社会保険加入業者に限定する取組を実施すること。

4. ダンピング対策の更なる強化など、適正な価格による契約の推進について

入札契約適正化法において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が規定されており、また、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされているところであり、「公共工事の円滑な施工の確保について」(令和 3 年 1 月 29 日付け総行行第 29 号、国不入企第 32 号)等においてこれまで要請してきた内容を踏まえ、新労務単価の早期活用等、適正な予定価格の設定に努めるとともに、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

特に、ダンピング対策の強化については、「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」(令和 3 年 1 月 29 日付け総行行第 30 号、国不入企第 33 号)において、低入札価格調査基準等の見直しや、低入札価格調査の適切な実施等による実効性の確保について通知したところであるが、これも踏まえ、ダンピング対策の強化に努めること。

また、引き続き、低入札価格調査基準の設定や見直し等の状況について、「公共工事の入札及び契約の適正化に向けた都道府県公契連との連携体制の強化について」(令和 2 年 12 月 23 日付け総行行第 317 号、国不入企第 29 号)を踏まえ、都道府県公契連において、都道府県及び市区町村と連携して対策の強化の措置を図ることとしているので、緊密な連携をお願いしたい。

なお、公共発注者であっても、建設業法第 19 条の 3 に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨の徹底を図ること。

5. 適正な工期設定に伴う必要経費の確保について

工期の設定に当たっては、平成 30 年 7 月に改訂された「建設工事における適正

な工期設定等のためのガイドライン」(建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、建設工事に従事する者の週休2日の確保などを考慮して適正な工期の設定に努めるとともに、適正な工期設定に伴い、労務費(社会保険料の本人負担分を含む賃金)は勿論のこと、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額などの必要経費にしわ寄せが生じないように、当該工期設定に伴い必要となる共通仮設費や現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

また、「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告)において、建設業の担い手一人ひとりが週休2日(4週8休)を確保できるようにすることが重要であるとされているとともに、週休2日の確保に当たっては、日給月給制の技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費その他の必要経費に係る見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図ることが必要であるとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

6. 建設キャリアアップシステムによる技能労働者の処遇改善について

建設キャリアアップシステムは、技能労働者が有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積することによって、技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価と、給与の引上げなどの適切な処遇が受けられ、さらに若い世代にキャリアパスや処遇の見通しを示すことで将来の担い手確保につなげることを目的とするものであり、適正化指針においても、発注者は、公共工事の施工に当たって受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう努めるべきこととされているところである。

これまでも、適正化指針の趣旨を踏まえ、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用促進等について」(令和2年4月1日付け国土入企第2号)等により、公共工事における建設キャリアアップシステムの活用促進に努めるよう要請してきたところであるが、このシステムを建設業共通の制度インフラとして普及し、技能労働者の更なる処遇改善につなげる観点から、貴団体発注工事において建設キャリアアップシステムがより積極的に活用されるよう、モデル工事の実施(システムの活用実績を踏まえて工事成績で評価するなど)や、総合評価方式で加点評価する措置(元請業者の事業者登録やカードリーダー設置等について加点するなど)等のインセンティブ措置について導入を図ること。

以上

建 業 第 382 号
令和 3 年 3 月 3 日

各市町長 様
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

施工体制台帳の作成等についての改正について (通知)

このことについて、別添のとおり令和 3 年 3 月 2 日付け国不建第 405 号により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありました。

また、同日付同番号で「施工体制台帳の作成等について (通知)」も発出されました。

貴職におかれましては、本通知の内容を今後の事務処理の参考にさせていただきますよう、
よろしくお願いします。

担 当 建設支援局建設業課 許可班・指導契約班
電話番号 054-221-2507・3058



国不建第405号
令和3年3月2日

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われました。この施工体制台帳については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき、公共工事の受注者はその写しを発注者に提出することとされております。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：令和3年3月2日
国不建第405号

各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部を改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。加えて、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われた。

このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の8第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場

合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（１）施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が 4,000 万円（建築一式工事にあつては、6,000 万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（２）下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が 4,000 万円（建築一式工事にあつては、6,000 万円）に達するときは、

- ① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、
 - a 作成建設業者の称号又は名称
 - b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第 24 条の 8 第 2 項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨
 - c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

の 3 点を記載した書面を通知しなければならない。

- ② ①の a、b 及び c に掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律 100 号）第 24 条の 8 第 1 項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの（建設業の許可を受けていないものを含みます。）に請け負わせたときは、

イ 建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 14 条の 4 に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の

通知書を提出しなければなりません。

- ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。
- 作成建設業者の商号 ○○建設（株）
再下請負通知書の提出場所 工事現場内
建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

また、①の書面による通知に代えて、規則第14条の3第5項で定めるところにより、当該下請負人の承諾を得て、①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

（3）下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

（4）施工体制台帳の作成方法

施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工

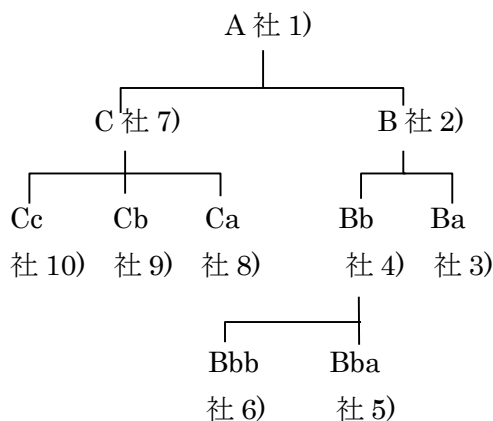
体制台帳の作成は、次の 1) から 10) の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- 1) A 社自身に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号）及び A 社が請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号）
- 2) B 社に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号）
- 3) Ba 社に関する…〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 4) Bb 社に関する…〔B 社が提出する
〃 〕
- 5) Bba 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 6) Bbb 社に関する…〔Bb 社が提出する
〃 〕
- 7) C 社に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号）
- 8) Ca 社に関する…〔C 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載又は添付〕
- 9) Cb 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕
- 10) Cc 社に関する…〔C 社が提出する
〃 〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

また、規則第 1 4 条の 2 第 1 項各号及び同条第 2 項各号に掲げる事項が、（同条第 2 項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付書類に代えることができる。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第14条の2第1項第1号に掲げる事項にあつては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第14条の5第3項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が（1）の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びトの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督の実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号ヘの「監理技術者補佐資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載し、その者が称する称号を「1級土木施工管理技士補」のように記載す

る。

また、その者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表(2)に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験(土木)」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

チ 第2号トの「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験(指定学科・土木)」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験(土木)」のように、同号ハに該当し、規則別表(2)に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者(土木)」のように記載する。

リ 第2号チ及び第4号チの「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。

また、「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

また、「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)。

また、「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

ヌ 第2号リ及び第4号リの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

ル 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の()内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類(規則第14条の2第2項)関係

イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ハ 第3号の「監理技術者補佐資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号の要件を満たす者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面及び施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）別記様式第6号（イ）による1級技術検定（第一次検定）合格証明書の写し等又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。

ニ 第4号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号トに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

（7）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項又は添付書類（法第19条第1項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項の記載についても、（4）に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（8）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第14条の6第3号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなくてはならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更し

て表示しておかなければならない。

- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（規則第14条の6第2号及び第4号）は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。
- ⑤ 施工体系図又はその写しは、法第40条の3及び規則第26条第5項に定めるところにより営業所への保存が義務付けられているが、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体系図又はその写しに代えることができる。

（9）施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

（10）施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合（規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

（11）法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記（10）の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記（10）の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

また、規則第26条第2項第3号に掲げる施工体制台帳の一部が、スキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号に掲げる施工体制台帳の一部に代えることができる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工

体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の通知を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を通知しなければならない。なお、書面による通知に代えて、規則第14条の4第7項で定めるところにより、当該他の建設業を営む者の承諾を得て、一(2)①a、b及びcに掲げる事項を電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要がある、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない(規則第14条の4第2項)。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項又は添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加

えて変更後の書類を添付しなければならない。

- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一（２）①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

- ⑥ 再下請負通知及びその内容の変更の通知は、作成建設業者の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において、当該下請負人は、書面による通知をしたものとみなす。

また、規則第１４条の４第３項に規定する書面の写しの記載事項がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって規則第１４条の４第３項に規定する添付書類に代えることができる。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一（１）の金額を下回る民間工事など法第２４条の８第１項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第１４条の２等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

建 業 第 345 号
令和3年3月18日

県内各市町公共工事主管課長 様

静岡県交通基盤部長

産官連携による一斉休工の取組について（通知）

日頃から本県の建設産業行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、建設産業における働き方改革の機運醸成を図るため、令和2年10月に「ふじのくに建設産業働き方改革推進大会」を開催し、週休2日の確保等の推進を謳った「働き方改革推進宣言」を採択しました。

これを具体的に推進する取組として、令和3年4月から県内の公共工事において、産官が連携して一斉休工に取り組むこととなりました。

つきましては、各市町が発注する工事におかれましても、一斉休工（「ふじ丸デー」）の取組の趣旨を御理解いただき、受注者に対し周知のうえ、取り組むようお願いいたします。

また、後日、本取組に関する調査を予定していますので、取組状況の把握について併せてお願いいたします。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3057



産官連携による一斉休工の取組方法等について

(静岡県交通基盤部建設支援局建設業課)

1 目的

働き方改革の機運醸成を図るため、令和2年10月に「ふじのくに建設産業働き方改革推進大会」を開催し、週休2日の確保等の推進を謳った「働き方改革推進宣言」を採択した。

これを具体的に推進する取組として、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

2 概要

(1) 対象工事

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

(3) 休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 取組機関

(一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

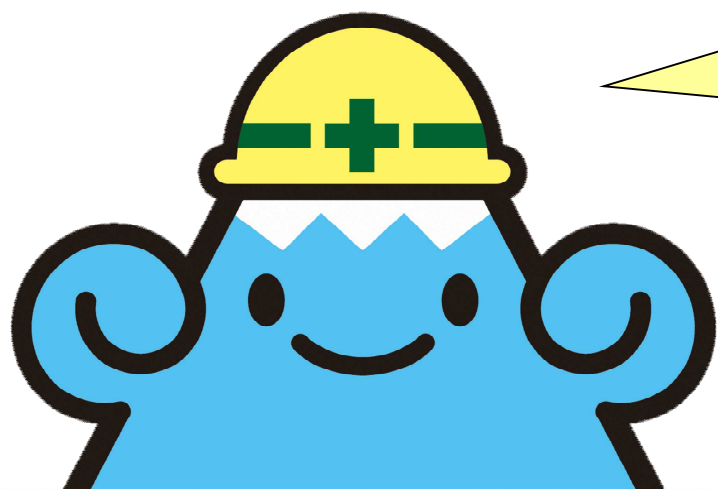
3 実施方法

- ・毎月第2土曜日を「ふじ丸デー」とし、取組機関が県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- ・受注者に対し、既に契約済みの工事は、対象期間中の第2土曜日の休工を呼びかけるとともに、今後契約する工事は、施工計画等の作成にあたり休工日との調整を図るよう努める。
- ・受注者に対し、別途作成するチラシを現場に掲示するよう依頼する。
- ・後日の検証のため、発注機関は取組状況（稼働中の工事件数及び取組未実施の件数）を取りまとめの上、毎月月末までに当該月の状況を県建設業課へ報告する。なお、実施の可否の確認は、受注者の申告に基づいて行う。
- ・その他建設産業における働き方改革への理解を広げるため、取組機関は本取組に関する周知に努める。

毎月第2土曜日は一斉休工！

“ふじ丸デー”

～県内公共工事の一斉休工に取り組めます！～



建設現場も働き方改革@静岡

働きやすい職場環境を目指しています！

皆様の御理解と御協力をお願いします。

「ふじ丸」とは・・・

県内建設産業の働き方改革の取組を応援
することをイメージしたロゴマークの
愛称です。

◆一斉休工日”ふじ丸デー”

令和3年 4/10(土)、5/8(土)、6/12(土)、
(前期分) 7/10(土)、8/14(土)、9/11(土)

(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県建設産業団体連合会

国土交通省中部地方整備局

静岡県

静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、
焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、
伊豆の国市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、
吉田町、川根本町、森町

※災害対応・復旧工事等緊急性の高い工事は除きます。

お問合せ先

◆ 静岡県交通基盤部建設支援局建設業課

所在地 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3057



ふじのくに建設産業働き方改革推進宣言

～働く人々が夢・誇り・希望をもてる魅力ある建設産業を目指して～

建設産業は、安全・安心な生活に欠かせないインフラや住宅等を整備し、災害から地域を守る重要な役割を担う本県の基幹産業です。

しかし、建設産業の経営環境は依然として厳しい状況が続き、担い手不足が深刻化する中で、働き方改革も急務となっています。

そこで、建設産業に携わる関係者が一体となって「働き方改革」を進め、「建設産業における新4K（給料・休暇・希望・きれい）の実現」と「夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換」を目指し、以下の項目を実行することを宣言します。

○施工時期の平準化や適正な工期設定等により長時間労働を是正し、週休2日の確保を推進します。

○ワーク・ライフバランスの推進や工事現場への「快適トイレ」の設置等により、若者や女性が働きやすい環境の整備を進めます。

○社会保険加入や建設キャリアアップシステムの活用による就労環境改善を進めます。

○ICTなどの先端技術を活用するとともに、メリハリの利いた業務の進め方により、生産性向上を図ります。

○工事現場における労働安全・衛生環境の整備に取り組みます。

○以上の取組が広く県民に理解され、社会全体の協力を得られるよう理解促進に努めます。

令和2年10月12日

静岡県、（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県建設産業団体連合会

ふじのくに建設産業働き方改革推進宣言賛同企業

＜宣言書提出・問い合わせ先＞静岡県交通基盤部建設支援局建設業課指導契約班

電話番号 054-221-3057

FAX番号 054-221-3562

建 業 第 353 号
令和3年3月26日

各市町長 様
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

このことについて、別添のとおり令和3年3月25日付け国不建第449号により国土交通
省不動産・建設経済局建設業課長から通知がありました。

貴職におかれましては、文書の内容を今後の事務処理の参考にさせていただきますよう、
よろしくお願いします。

担 当 建設支援局建設業課 許可班・指導契約班
電話番号 054-221-2507・3058



国不建第449号
令和3年3月25日

各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第30号）が令和元年6月5日に成立、同月12日に公布され、技術検定制度の見直し（建設業法第27条関係）部分について令和3年4月1日から施行されます。これに伴い、「建設業法施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第174号）が令和2年5月27日に公布、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年国土交通省令第70号）が同年8月31日に公布されたところです。

また、建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者を定める告示（令和3年国土交通省告示第97号～第100号）等の関係告示が令和3年2月から同年3月にかけて公布されましたので、下記の通り通知いたします。

貴職におかれましては、十分ご留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 建設業法施行令の主な改正内容について

（1）技術検定の合格者に与えられる称号について（第40条関係）

技術検定の合格者に与えられる称号は、第一次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士補とし、第二次検定に合格した者にあつては級及び種目の名称を冠する技士とした。

(2) 技術検定の受検手数料について（第 42 条関係）

技術検定の受検者数の減少、試験回数・会場数追加による支出増などによる受検者一人当たり費用が増加したことなどを踏まえ、電気通信工事施工管理を除く検定種目について、受検手数料を以下のとおり引き上げることとした。

検定 種目	現行				改正後			
	1 級		2 級		1 級		2 級	
	学科 試験	実地 試験	学科 試験	実地 試験	第一次 検定	第二次 検定	第一次 検定	第二次 検定
建設機械	10,100	27,800	10,100	21,600	14,700	38,700	14,700	27,100
土木	8,200	8,200	4,100	4,100	10,500	10,500	5,250	5,250
建築	9,400	9,400	4,700	4,700	10,800	10,800	5,400	5,400
電気工事	11,800	11,800	5,900	5,900	13,200	13,200	6,600	6,600
管工事	8,500	8,500	4,250	4,250	10,500	10,500	5,250	5,250
電 気 通 信 工 事	13,000	13,000	6,500	6,500	現行と同じ			
造園	10,400	10,400	5,200	5,200	14,400	14,400	7,200	7,200

（単位は円）

(3) 技術検定の検定種目の名称の変更について（第 34 条関係）

検定種目のうち、「建設機械施工」について、名称を「建設機械施工管理」に改めることとした。

(4) 技術検定の受検資格について（第 36 条、第 37 条関係）

技術検定の受検資格について以下のように定めることとした。

①一級の第一次検定

- ア．大学の指定学科を卒業後、1 年以上の指導監督の実務経験を含む 3 年以上の実務経験を有する者
- イ．短大又は高専の指定学科を卒業後、1 年以上の指導監督の実務経験を含む 5 年以上の実務経験を有する者
- ウ．受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者
- エ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

②一級の第二次検定

- ア．受検しようとする種目について一級の第一次検定に合格した者（受検しようとする種目に係る二級の第二次検定に合格したことを受検資格とし、一級の第一次検定を受検した者にあつては、二級の第二次検定に合格後、同種目に関し 1 年以上の指導監督の実務経験を含む、5 年以上の実務経験を有する者に限る。）

イ．国土交通大臣が上記の者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

③二級の第一次検定

第一次検定が行われる年度内に、17 歳以上となる者

④二級の第二次検定（建設機械施工管理）

ア．建設機械施工管理に係る二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関し 2 年以上の実務経験を有する者

(b) 高校又は中等教育学校の指定学科を卒業後、受検しようとする種別に関する 1 年 6 か月以上の実務経験を有し、建設機械施工管理に関する 3 年以上の実務経験を有する者

(c) 受検しようとする種別に関し 6 年以上の実務経験を有する者

(d) 受検しようとする種別に関する 4 年以上の実務経験を有し、建設機械施工管理に関する 8 年以上の実務経験を有する者

イ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

⑤二級の第二次検定（建設機械施工管理以外）

ア．受検しようとする種目について二級の第一次検定に合格した者であって、以下のいずれかに該当する者

(a) 8 年以上の実務経験を有する者

(b) 高校若しくは中等教育学校の指定学科を卒業後、3 年以上の実務経験を有する者

イ．国土交通大臣がこれらの者と同等以上の知識及び経験を有すると認定した者

（５）経過措置（附則第 2 条関係）

令和 3 年 3 月 31 日までに検定種目を建設機械施工とする技術検定に合格した者は、改正後の検定種目を建設機械施工管理とする技術検定に合格した者とみなすこととした。

また、令和 3 年 3 月 31 日までに、一級又は二級の学科試験に合格し、この政令の施行の際、現に学科試験の免除を受けている者（免除を受けることができた者を含む。）については、免除される期間内に限り、改正後の一級又は二級の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととした。

2. 建設業法施行規則等の主な改正内容について

（１）受検申請に係る添付書類について（施工技術検定規則第 4 条、第 4 条の 2 関係）

第一次検定及び第二次検定の受検申請について、受検申請書及び受検資格の区分

に応じた添付書類の提出を求めることとした。

(2) 別表第1及び別表第2の見直し

施工技術検定規則の別表等について、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理等所要の改正を行った。

3. 建設業法関係告示の主な改正内容について

(1) 技術検定の受検資格の改正

建設業法施行令第36条第1項第4号、第37条第1項第2号、同条第2項第1号ロ及び同項第2号ロに規定する技術検定の受検資格を有する者として、国土交通大臣が認定する者について、以下の通り告示の整理を行った。

なお、改正前の技術検定の学科試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第一次検定の受検資格を有することとし、改正前の技術検定の実地試験の受験資格を有することとされていた者は改正後においても引き続き第二次検定の受検資格を有することとした。

① 一級の第一次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（学歴＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

② 一級の第二次検定の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第36条第1項第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年建設省告示第2755号）の規定（二級合格＋実務経験による認定部分）により、改正前の一級の技術検定の受検資格を有していた者

イ. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

③ 二級の第二次検定（建設機械施工管理）の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和45年～平成5年：計7本）の規定により、改正前の技術検定（建設機械施工）の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有するもの

イ. 建設業法施行令第36条第2項第1号ロ(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（平成27年国土交通省告示第1196

号)の規定により、改正前の二級の実地試験(建設機械施工)の受検資格を有していた者

④ 二級の第二次検定(建設機械施工管理以外)の受検資格を有する者

ア. 建設業法施行令第38条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件(昭和45年~平成5年:計7本)の規定により、改正前の技術検定(建設機械施工以外)の学科試験の全部免除の対象となっていた者であって、所定の学歴及び実務経験を有する者

イ. 建設業法施行令第36条第2項第2号ロ(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(平成27年国土交通省告示第1197号)の規定により、改正前の二級の実地試験(建設機械施工以外)の受検資格を有していた者

(2) 第一次検定及び第二次検定の免除について(建設業法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第174号)附則第2条第3項関係)

改正前の二級の技術検定の学科試験に合格した者が、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる国土交通大臣が定める期間について、令和2年度までに実施された二級の技術検定の学科試験の合格発表日の属する年度の初日から起算して12年(以下「免除期間」という。)以内とした。

ただし、令和2年度に実施された二級の実地試験を受験した者又はこの規定による免除の適用を受けて令和3年度以降に二級の第二次検定を受検した者にあつては、改正後の二級の技術検定の第二次検定の受検資格を有する者とみなすこととされる期間は、免除期間内であつて、当該実地試験又は第二次検定に係る合格発表の日の属する年度の初日から起算して2年以内とした。

(3) その他所要の改正

既存の告示において、技術検定が第一次検定及び第二次検定に見直されたこと及び「建設機械施工」が「建設機械施工管理」に改められたことに伴う、文言の整理を行うとともに、技術検定(建設機械施工管理)の検定科目に「施工管理法」を加えた(※)。

二級の第二次検定(建設機械施工管理)で合格した科目について、一級の第二次検定で免除を受けようとする者が納める受検手数料に関し、減じられる額を6,400円から9,600円に改めた(建設業法施行令第41条第1項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件(昭和63年建設省告示第1318号)の一部改正)。

また、二級の第一次検定合格(二級技士補)が永久資格となることから、不要となる告示を廃止した(建設業法施行令第38条の規定に基づき、二級の技術検定の学科試験の免除を受けることができる期間を定める件(平成27年国土交通省告示第1199号)の廃止)。

(※)

(一部改正対象告示)

建設業法施行令の規定により二級の技術検定に合格した者について免除する一級の技術検定の実地試験に関する件（昭和 37 年建設省告示第 2754 号）

昭和 35 年建設省告示第 2207 等に定める者のほか技術検定の受験資格を有する者を指定する件（昭和 46 年建設省告示第 292 号）

建築施工管理について種別を定める等の件（昭和 58 年建設省告示第 1508 号）

土木施工管理について種別を定める等の件（昭和 59 年建設省告示第 1254 号）

建設業法第 15 条第 2 号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1317 号）

建設業法施行令第 41 条第 1 項の規定により、同項の表に掲げる額から減じる額を定める件（昭和 63 年建設省告示第 1318 号）

監理技術者資格者証の記載に用いる略語を定める件（平成 7 年建設省告示第 1297 号）

浄化槽設備士に関する省令第 8 条第 1 号から第 4 号までに掲げる者と同等以上の学歴又は資格及び実務経験を有する者を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 448 号）

(廃止対象告示)

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 45 年建設省告示第 758 号）

建設機械施工について種別を定める等の件（昭和 48 年建設省告示第 860 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 56 年建設省告示第 506 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 59 年建設省告示第 118 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 62 年建設省告示第 1946 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（昭和 63 年建設省告示第 2093 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 2 年建設省告示第 1467 号）

建設業法施行令第 38 条の規定に基づき、技術検定の学科試験又は実地試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲を定める件（平成 5 年建設省告示第 1661 号）

(新設告示)

建設業法施行令第 39 条の規定に基づき、他の法令の規定による免許又は検定若しくは試験及び免除の範囲を定める件（令和 3 年国土交通省告示第 101 号）

建設機械施工管理について種別を定める等の件（令和 3 年国土交通省告示第 102 号）

以上

(別添)

- 建設業法施行令の一部を改正する政令（新旧対照表）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 建設業法施行令第 36 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件等（官報）

建業第 358 号の 2
令和 3 年 3 月 30 日

各市町長 様
(政令市を除く契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり令和 2 年 3 月 29 日付け国不建第 495 号により、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

担 当 建設支援局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059

国 不 建 第 4 9 5 号
令和 3 年 3 月 29 日

各都道府県主管部局長 殿

(契約担当課・建設業所管課扱い)

各政令指定都市主管部局長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 3 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添 1 のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例については、岩手県、宮城県及び福島県において施工される国土交通省直轄工事について継続されることとなり、また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなったことから、別添 2 のとおり取り扱うこととしましたので、参考にされたく通知します。

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及び中間前金払については、令和元年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）に基づき発注者共通の指針として定められ令和 2 年 1 月 3 0 日に改正された「発注関係事務の運用に関する指針」において、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、支払限度額の見直し等による前金払制度の適切な運用、中間前金払・出来高部分払制度や下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る。既に中間前金払制度を導入している場合には、発注者側からその利用を促すこと及び手

続の簡素化・迅速化を図ること等により、受注者にとって当該制度を利用しやすい環境の整備に努める。」とされており、また新たに測量、調査及び設計等の委託業務においても工事と同様の対応を求めています。

また、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和３年１月２９日付け総行第２９号・国不入企第３２号）により、資金調達の円滑化のため、総務省及び国土交通省より、前金払（中間前金払を含む。）について、「未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手續の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。」を要請しております。

地域の建設業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、建設企業の資金繰りの円滑化及びこれを通じた被災地域その他の地域における円滑かつ適正な施工の確保等を図るため前払金における支払限度額を請負代価の１０分の４未満の額としている場合はその撤廃を見据えた見直し、中間前金払の導入と認定手續の簡素化・迅速化、測量、調査及び設計等の業務における工事と同様の前金払制度の活用等、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、各保証事業会社社長に対し、本特例に係る適切な対応について、別添３のとおり通知していますのでお知らせします。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対しても、周知をよろしく願います。

財 計 第 1 9 4 4 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎
(公 印 省 略)

公共工事の代価の前金払について

令和 3 年 3 月 1 9 日付国官会第 2 7 0 2 5 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27025号
令和3年3月19日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉

公共工事の代価の前金払について

令和3年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 9 4 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎
(公 印 省 略)

公共工事の代価の中間前金払について

令和 3 年 3 月 1 9 日付国官会第 2 7 0 2 6 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27026号
令和3年3月19日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉

公共工事の代価の中間前金払について

令和3年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	（１）工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 （２）工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

（注）被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

国土交通省直轄工事に係る特例の対象工事

1. 国土交通省直轄工事に係る東日本大震災の被災地域における特例の対象工事は、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する公共工事とする。

（１）平成２３年４月２２日から令和４年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から令和４年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

（２）平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成２３年３月１２日以後に新たに請負契約を締結し平成２３年４月２２日から平成２８年３月３１日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和3年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

国 不 建 第 4 9 4 号
令和 3 年 3 月 29 日

各保証事業会社社長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の前金払及びその特例の取扱いについて（通知）

令和 3 年度における国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和 2 1 年勅令第 5 5 8 号）第 2 条第 3 号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）について、別添のとおり、国土交通大臣と財務大臣との間に同令第 4 条の規定に基づく協議が整い、東日本大震災の被災地域における特例が継続されることとなりました。また、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例についても継続されることとなりました。

これを受け、下記の通り取り扱うこととしますので、適切に対応されるようよろしくお願いします。

また、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）附則第 7 条及び地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）附則第 3 条の規定に基づく地方公共団体発注工事に係る前金払及びその特例についても、引き続き、適切に対応されるようよろしくお願いします。

記

1. 東日本大震災の被災地域における特例の対象となる公共工事は、次のとおりとする。

(1) 平成23年4月22日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日（東日本大震災発生日の翌日）以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から令和4年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、岩手県、宮城県及び福島県において施工されるもの

※施工される区域が岩手県、宮城県及び福島県とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

(2) 平成23年4月22日から平成28年3月31日までに新たに請負契約を締結した公共工事及び平成23年3月12日以後に新たに請負契約を締結し平成23年4月22日から平成28年3月31日までに変更契約を締結した公共工事であって、東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（岩手県、宮城県、福島県及び東京都を除く。以下同じ。）において施工されるもの

※施工される区域が東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域とそれ以外の区域にまたがる工事についても適用される。

※国庫債務負担行為に係る工事についても適用される。

2. 使途拡大特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（国庫債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものとする。

なお、特例により前金払の対象となるのは、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金

の上限は、前払金額の100分の25とされている。

また、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに請負契約を締結した工事に係る令和3年度の特例の適用については、発注者と受注者間で協議の上当該請負契約を変更し、特例を適用するものとする。

財 計 第 1 9 4 4 号
令 和 3 年 3 月 2 9 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎
(公 印 省 略)

公共工事の代価の前金払について

令和3年3月19日付国官会第27025号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27025号
令和3年3月19日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉

公共工事の代価の前金払について

令和3年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
(工 事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。 (測 量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。 (機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（本項中「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）。	請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 6）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5）以内。 製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4）以内。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財 計 第 1 9 4 6 号
令和 3 年 3 月 2 9 日

国 土 交 通 大 臣 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎
(公 印 省 略)

公共工事の代価の中間前金払について

令和 3 年 3 月 1 9 日付国官会第 2 7 0 2 6 号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第27026号
令和3年3月19日

財 務 大 臣 殿

国 土 交 通 大 臣
赤 羽 一 嘉

公共工事の代価の中間前金払について

令和3年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。	請負代価の 1 0 分の 2 以内。	(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

建経業第 51 号

令和3年5月14日

各市町長 様

(政令市を除く契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策
ガイドライン」の改訂について (通知)

このことについて、令和3年5月12日付け事務連絡により、別添のとおり
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別添のとおり通知がありました
ので、お知らせします。

担 当 建設経済局建設業課指導契約班
電話番号 054-221-3059



事 務 連 絡
令和3年5月12日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改訂について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和3年5月7日変更））において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」とされており、また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、これまでも「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」等の周知・徹底を図ってきたところです。

今般、令和3年2月13日に施行された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられ、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」においては、感染対策啓発用のポスター等の充実が図られたところです。

これらを踏まえて、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を改訂し、別添のとおり建設業者団体宛てに送付しておりますので、ご参考にお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

**建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月14日(令和3年5月12日改訂版))**

1. はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、その社会的使命を果たしていく必要があり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月7日変更）」（以下、対処方針）¹において、公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。また、対処方針においては、国民の安定的な生活の確保の観点から、インフラ運営関係（電力、ガス、上下水道等）、家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）等の事業者について、自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業の事業継続を要請するとされており、公共工事以外の建設工事についてもこれらの事業の継続のために必要な工事については継続することが求められるものと考えられる。今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、事業者の建設現場やオフィス（ここでいうオフィスとは労働安全衛生法上の事業場の概念であり、従業員が事務作業を行う事業場（現場事務所含む）をいう。）において、建設現場等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、必要に応じ、衛生委員会等を開催し、建設現場等の様態等を考慮した創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていくことが必要である。

また、自らの建設現場やオフィスの感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、取引先企業、医療関係者を含む他の事業者の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくことをお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態措置・まん延防止等重点措置下はもとより、これら以外においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により企業

¹ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html)

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_senmonkakaigi.html)

の関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものである。今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、建設現場の立地や工事内容等を十分に踏まえ、建設現場やオフィス等に移動する自動車内や移動経路、立寄先や通勤経路を含む周辺地域において、従業員等の感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、従業員等それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、建設現場やオフィス等の実態に即した対策に取り組むことが必要である。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての従業員等に伝えとともに、従業員等も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がける。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施する。

特に、「三つの密」が生じやすいと考えられる建築工事の現場やオフィスにおいては、感染防止対策の徹底に注意が必要である。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・建設業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康確保

- ・ 従業員や作業員（元請・下請問わず。一人親方を含む。以下同じ。）に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有

無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員・作業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。

- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員・作業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、学会の指針³等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。
- ・従業員・作業員に対して、休日はしっかりと睡眠を取り、休養に努めるよう求める。

（３）建設現場

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、手洗いなどの感染予防の徹底に加え、建設現場における「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底を図ることが必要である。

建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などについて、以下（ｉ）以降に定めるところにより、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策を徹底するものとする。

また、これまでも建設現場においては、体温測定等による健康管理や作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場における「三つの密」の回避や影響緩和に向けた様々な取組や工夫が実践されているところであり、国土交通省においては、関係団体の協力を得て、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて建設企業で実践されている取組事例を、別添２のとおりとりまとめているので、これを参考に、個々の建設現場の状況に応じた「三つの密」の回避等の徹底に努めるものとする。

（ｉ）建設現場における対応

- ・従業員や作業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。〔（２）再掲〕

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>)

- ・ 現場入場時の体温測定等、個々の建設現場において適切な健康管理を実施する。
- ・ 現場状況等を勘案しつつ、消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒を実施する。
- ・ 現場でのマスクの着用や手洗いを励行する。

※フェイスシールド・マウスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。⁴

※熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期においては、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できる場合にはマスクを外すほか、P7に記載した「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例」等を参考として、現場の状況に応じた熱中症対策に取り組む。

- ・ 朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の作業員とできる限り2メートルを目安に一定の距離を保つことや、作業場所の換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・ 内装工事や仮設昇降機内などで閉鎖もしくは狭い空間に多人数が集まる場面では、マスク着用は元より、工事エリアごとに区画を設定し、人数制限を設けるほか、扉・窓の開放による自然換気、換気装置の設置などにより、感染を予防する。

□朝礼・KY活動における取組事例

- 朝礼時の配列間隔の確保
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略
- 朝礼時の体温測定等
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等

□現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気

⁴ 内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」
(<https://corona.go.jp/proposal>)

- Web(TV)会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面での打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等
- 内装工事等、室内の現場における取組等
 - 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
 - 狭い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施
 - 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限
 - 室内には換気装置を設定し、換気を実施
 - 工程管理や内装仕上げの確認・是正に Web カメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施
 - 作業用エレベーターは3密回避のための使用のルール化
- ・ ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、工具、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・ 特に、重機や車両のハンドルや操作レバー等複数の従業員が頻繁に触れる箇所についてはこまめに消毒を行う、必要に応じ、車両運転時に使い捨てのゴム手袋等を着用する。
- ※設備や器具の消毒は、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）あるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム溶液、もしくは遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L）の亜塩素酸水溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。⁵
- ※60%のアルコール濃度の製品でも消毒効果があるとする報告もあることから、アルコール（エタノール又は2-プロパノール）（70%）が手に入らない場合は、エタノール（60%台）による清拭も許容される。
- ※有効塩素濃度 0.008%以上の次亜塩素酸水についても、汚れをあらかじめ落とし、十分な量で表面をヒタヒタに濡らした状態での拭き掃除は有効とされている。※有機物が多く存在する環境下では、亜塩素酸水（遊離塩素濃度 25ppm（25mg/L））の有効性が確認されている。

⁵ 厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

※家庭用洗剤等も有効性が確認されている。

- ・ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う作業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。
- ・ 環境省と厚生労働省が示している「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」等（別紙1～3）⁷を踏まえつつ、気温及び湿度が高い日においては、別添2-2を参考とし、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。
- ・ なお、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、熱中症予防行動を効果的に促すことを目的とした情報提供「熱中症警戒アラート」⁸（以下「アラート」という。）が実施されていることも踏まえ、アラートが発表された際は、特に熱中症予防対策を徹底する。

□新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスク軽減等のための取組事例

○冷感素材等を用いたマスクの活用

○マスクと併用可能な空調機器等の活用（空調機能が付いた作業服の着用や、首掛けクーラーの活用等）

○現場作業において、特に不要な場合は適宜マスクを外す（屋外で人と十分に距離を確保できる場合や一人での作業などマスクを外しても良い例外的な場合を明示し、現場で周知等）

○現場でのスポットクーラーや扇風機等の設置

○ドライミスト発生装置の設置

○屋外作業の現場で、送風機等により通気性を確保

○テント付きの屋外休憩所の設置

○休憩所等において、エアコンと換気扇等を併用

○マウスシールドやフェイスシールドの活用

※マウスシールド・フェイスシールドはマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要。

⁷ 環境省・厚生労働省リーフレット「令和2年度の熱中症予防行動」
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/20200526_leaflet.pdf)

環境省「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について ～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』」における熱中症予防～

(https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/heat_illness_prevention_2020.pdf)

厚生労働省「「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html)

⁸ 気象庁「「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について」

(https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html)

(ii) 建設現場への移動・立ち入り

- ・ 現場の状況に応じ、作業員を複数班に分け、入場時間や退場時間を一定時間ずらす。
- ・ 建設現場に車両で移動する際には、車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等により、同乗・相乗りを可能な限り避けるようにする。
- ・ 不要不急な部外者の立ち入りは行わない。
- ・ 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。
- ・ このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、建設現場やオフィス内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。
- ・ 不要不急の現場見学会は控える。

□現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行 等

(iii) 作業員宿舎における対応

宿泊する作業員が密な状態とならないよう、発注者と協議の上、十分な広さの作業員宿舎を確保するとともに、以下に掲げる事項等に取り組む。

- ・ 1部屋当たりの宿泊人数を少なくする。
- ・ 手洗い時のタオルを撤去し、ペーパータオルを活用する。
- ・ 宿舎内においても、マスク着用を励行する。
- ・ 定期的に換気を実施する。
- ・ 不特定多数の者が触れる箇所を定期的に消毒する。
- ・ 食堂等において、対面で座ることがないよう机等を配置する他、利用時間の分散など、利用に当たってのルールを設定する。
- ・ 机と机の間に簡易的な仕切りを設置する。

- ・入浴時間の分散や湯船の増設など、入浴時における接触機会の低減に取り組む。

(iv) 休憩・休息スペース

- ・共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- ・喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・特に屋内休憩スペースについては、常時換気※を行う、休憩室の他に車中や更衣室を利用する、班別に休憩時間を分散化する、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する等、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。
 - ※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う
 - ※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する
- ・食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引く、車中で食事を取るほか、できる限り2メートルを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。これらの措置が困難な場合は、簡易なパーテーション（アクリル板等）を設置する。

□食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行※
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーテーション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（18℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度40%以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO2センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により1,000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

(v) トイレ

- ・ 便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（ドアノブ、トイレットペーパーホルダー、水栓レバー、便座、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
- ・ トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(vi) 入札契約に関する対応

公共工事については、対処方針で示された工事の継続性に留意しつつ、工事現場のある地域を管轄する都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申し出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととされており、この取り扱いは民間発注者団体にも参考送付されている。

建設工事の一時中止等の際には、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるほか、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分な配慮をするとともに、適切な代金の支払い等、元請負人と下請負人との間の取引の適正化の徹底を図る。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により、

- ・ 総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応
- ・ 感染拡大防止対策に係る費用など、設計変更の対象とする経費等を入札公告時に明示し、適切に設計変更
- ・ 検査時の書類の簡素化や中間技術検査の簡素化、遠隔臨場の試行などの取組を講じるよう、全国の地方整備局等に対して通知されるとともに、地方公共団体に対しても周知が行われたところである。

当該通知の趣旨を踏まえ、感染拡大防止対策に必要な設計変更について発注者との協議を行うなど、入札契約手続きにおいて適切な対応を行う。

厚生労働省より「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト（別紙４）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和２年１１月２７日基発１１２７第１号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、建設現場の状況に応じて適宜活用されたい。

（４）オフィス等における勤務

- ・ 従業員が、できる限り２メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・ 従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低１メートルあける等の対策を検討する）。
- ・ 窓が開く場合１時間に２回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。＊なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。

※熱中症対策の観点から、気温・湿度が高い日にエアコン等を利用する場合には、必要に応じて定期的に換気を行う

※寒冷な場面においては、適切な換気（機械換気による常時換気や室温が下がらない範囲（１８℃以上を目安）での常時窓開け）や適度な保湿（湿度４０％以上を目安）を行うとともに、可能な場合は、CO₂センサーを設置し、二酸化炭素濃度をモニターし、適切な換気により１,０００ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安）を維持する

- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。

- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・ 株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。
- ・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・ 採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・ オフィス内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

（５）通勤

- ・ テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休３日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・ 自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

（６）従業員・作業員に対する協力をお願い

- ・ 従業員・作業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を８割減らす１０のポイント（別紙５）」^９（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和２年４月２２日））や「『新しい生活様式』の実践例（別紙６）」^{１０}（新型コロナウイルス感染症専門家会議（令和２年５月４日（令和２年６月１９日一部変

^９ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

^{１０} https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

更)))、「新型コロナウイルス職場における「4つ」の対策ポイント（別紙7）」、「感染リスクが高まる「5つの場面」（別紙8）」、「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント（別紙9）」、「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（別紙10）」の周知や、内閣官房「感染の再拡大防止特設サイト」¹¹に掲載されているポスター等（別紙11～20）の活用等の取組を行う。

- ・ 外国人労働者が職場における感染防止対策の内容を正しく理解できるように、「職場の新型コロナウイルス感染症対策、外国人労働者のみなさんにも「正しく伝わっていますか？」（別紙21）」や、日本語及び各国語版の「外国人の方に向けた感染拡大防止のための留意点（別紙22）」を活用する等して、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮を行う。
- ・ 公共交通機関や図書館等公共施設を利用する従業員・作業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 作業服等を貸与している場合、こまめに洗濯するよう促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員が職場復帰する場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて（別紙23）」において、就業制限解除時のPCR検査は必須ではないことや、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり職場等に証明を提出する必要はないこととされていること等を踏まえ、就業制限の解除に関する取扱いに留意する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員・作業員やその関係者が事業場内で差別されることがないように、『「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について（別紙24）」を踏まえ、従業員・作業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。

¹¹ <https://corona.go.jp/proposal>

- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 感染の拡大の防止のため、厚生労働省が無償で提供するスマートフォン用の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用に従業員等呼び掛ける¹²。（別紙 25）
- ・ 取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（７）感染者が確認された場合の対応

①従業員・作業員の感染が確認された場合

- ・ 従業員・作業員が感染した旨を速やかに受注者から発注者に報告する等、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所等の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。
- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う¹³。
- ・ 建設現場・オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）による通知のあった従業員等には、アプリの画面に表示される手順に沿って検査の受診を促す。

②複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所等、医療機関およびビル貸主の指示に従う。

厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合

¹² 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application」

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html）

¹³ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取扱いについて」（https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/）などを参照。

における衛生上の職場の対応ルール（例）（別紙 26）」、「新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。（別紙 27）」、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る労災認定事例（別紙 28）」（「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理について（令和 2 年 11 月 27 日基発 1127 第 1 号）」）が労使団体の長宛てに通知されているので、参照されたい。

（８）その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

（以上）